

# 古代宮都と郡山遺跡・多賀城

## 古代宮都からみた地方官衙論序説

Ancient Imperial Capital and Koriyama Site/Tagajo :  
Introduction to the Theory of Local Government Offices  
seen from the Ancient Imperial Capital

### 林部 均

HAYASHIBE Hitoshi

はじめに

#### ①郡山遺跡と多賀城

#### ②飛鳥宮と藤原宮

#### ③古代宮都の視点からみた郡山遺跡と多賀城

まとめ

#### 【論文要旨】

郡山遺跡は宮城県仙台市に位置する飛鳥時代中ごろから奈良時代前半の地方官衙遺跡である。多賀城は宮城県多賀城市に所在する奈良時代から平安時代にかけての地方官衙遺跡である。郡山遺跡は仙台平野の中央、多賀城は仙台平野の北端に位置している。ともにヤマト王権、もしくは律令国家の支配に従わない蝦夷の領域に接する、いわば国家の最前線に置かれた地方官衙であった。

本論では、このような地方官衙の成立・変遷に、古代宮都（王宮・王都）がいかなるかわりをもったのかを、発掘調査で検出される遺構の比較をもとに具体的に検討を加えた。そして、古代宮都からの影響という視点をもとに、国家がいかにこの地域にかかわりを持ち、そして支配したのかを読み取ろうと考えた。古代宮都からみた地方官衙研究の試みである。

郡山遺跡・多賀城は、7世紀中ごろ以降の郡山遺跡Ⅰ期官衙、7世紀末から8世紀前半のⅡ期官衙、そして、奈良時代前半以降の多賀城と変遷する。郡山遺跡Ⅰ期官衙は城柵であり、郡山遺跡Ⅱ期官衙と多賀城は陸奥国府であった。これらの遺跡を、①造営方位、②外郭の形態とその変化、③空閑地と外濠、④官衙中枢という視点から分析し、飛鳥宮、藤原宮・京、平城宮といった古代宮都と比較検討した。

そして、造営方位や外郭のかたち、官衙周辺の空閑地と外濠という点において、郡山遺跡Ⅱ期官衙に古代宮都、とくに藤原宮の影響が強く表れていることを確認した。さらに、郡山遺跡Ⅱ期官衙と多賀城とは同じ陸奥国府であるにもかかわらず、継承される点が少ないことを指摘した。また、多賀城には確かに平城宮の影響がみとれるが、郡山遺跡Ⅱ期官衙にみられたような宮都からの強い影響はなく、むしろ、影響は小さくなっていると考えた。

そして、郡山遺跡Ⅱ期官衙に古代宮都の影響が強まるのは、この時期に律令国家が、この地域の支配をいかに重要視していたかを示し、また、郡山遺跡Ⅱ期官衙から多賀城に継承される点が少ないのは、その背景に律令国家の地域支配の大きな転換があると考えた。

このように地方官衙を古代宮都からみた視点で捉えなおすことは、有効な手法であり、他の地域においても、同様の視点で分析すれば、律令国家の地域支配をより具体的に明らかにすることができるのではないかと考えた。

【キーワード】 古代宮都、郡山遺跡、多賀城、城柵、地方官衙論

---

## はじめに

郡山遺跡は宮城県仙台市に位置する飛鳥時代中ごろから奈良時代前半の地方官衙遺跡である。また、多賀城は宮城県多賀城市に所在する奈良時代から平安時代の地方官衙遺跡である。ともに長年にわたって発掘調査がおこなわれ、建物配置をはじめとして、その変遷が明らかにされている。ともに古代陸奥国における律令国家の重要な支配拠点であった。

ところで、こういった地方官衙と古代宮都（王宮・王都）は、いかなるかかわりをもっていたのであろうか。本稿では、地方官衙の成立・変遷に古代宮都がいかに影響を与えたのかを具体的に発掘調査で検出された遺構を比較検討するなかで考えてみたい。

こういった視点からの研究はこれまでもなされなかったわけではない。しかし、近年、古代宮都、地方官衙ともに発掘調査が大幅に進展し、様々なことが明らかとなった。ここでは、そういった成果をもとにあらためて検討を試みたい。すなわち、古代宮都の調査・研究の視点から地方官衙をみたら、どのようなことが考えられるのかという試みである。本稿を序説とした所以である。

ところで、その最初の試みで、列島最北の陸奥国の地方官衙である郡山遺跡、多賀城をどうして取り上げるのか。

当時、郡山遺跡、多賀城が所在する仙台平野は、ヤマト王権、もしくは律令国家の支配に従わない蝦夷の領域と接する、いわば国家の最前線であった。蝦夷の領域を版図に組み込んでいくことは、当時の国家において最大の課題であった。また、列島の地域支配を進めるうえにおいても、それをイデオロギーの側面から支える重要な地域であった。王権がもっとも関心をよせていた地域と推定される。そこで、そういったところに配置された地方官衙には、国家の地域支配の意図が最も端的にあらわれると考えた。そして、古代宮都とのかかわりも、最も明確にあらわれるのではないかと考え、郡山遺跡と多賀城を分析の対象として選んだ。古代宮都との比較の中で、郡山遺跡、多賀城の成立・変遷や、その性格にかかわる問題の一端を明らかにしたいと考える。

本稿では郡山遺跡、多賀城の成立とその性格に焦点を絞る関係で、比較する古代宮都も、ほぼ同じ時代に存続した飛鳥宮、藤原宮・京とし、一部、平城宮とのかかわりについても検討してみたい。

飛鳥宮は、近年、発掘調査が大幅に進展し、その遺構の変遷や建物配置がほぼ確定した。藤原宮も朝堂の発掘調査が継続的に進められ、その構造がより詳細に検討できるようになった。このような飛鳥宮、藤原宮の最新の調査成果をもとに、郡山遺跡、多賀城の成立とその変遷の問題について、私なりに考えてみたい。

### ①……………郡山遺跡と多賀城

具体的な比較にはいる前に、個々の遺跡の概略を本稿の課題とのかかわる範囲で、簡単にまとめる。まず、地方官衙を取り上げる（図1）。

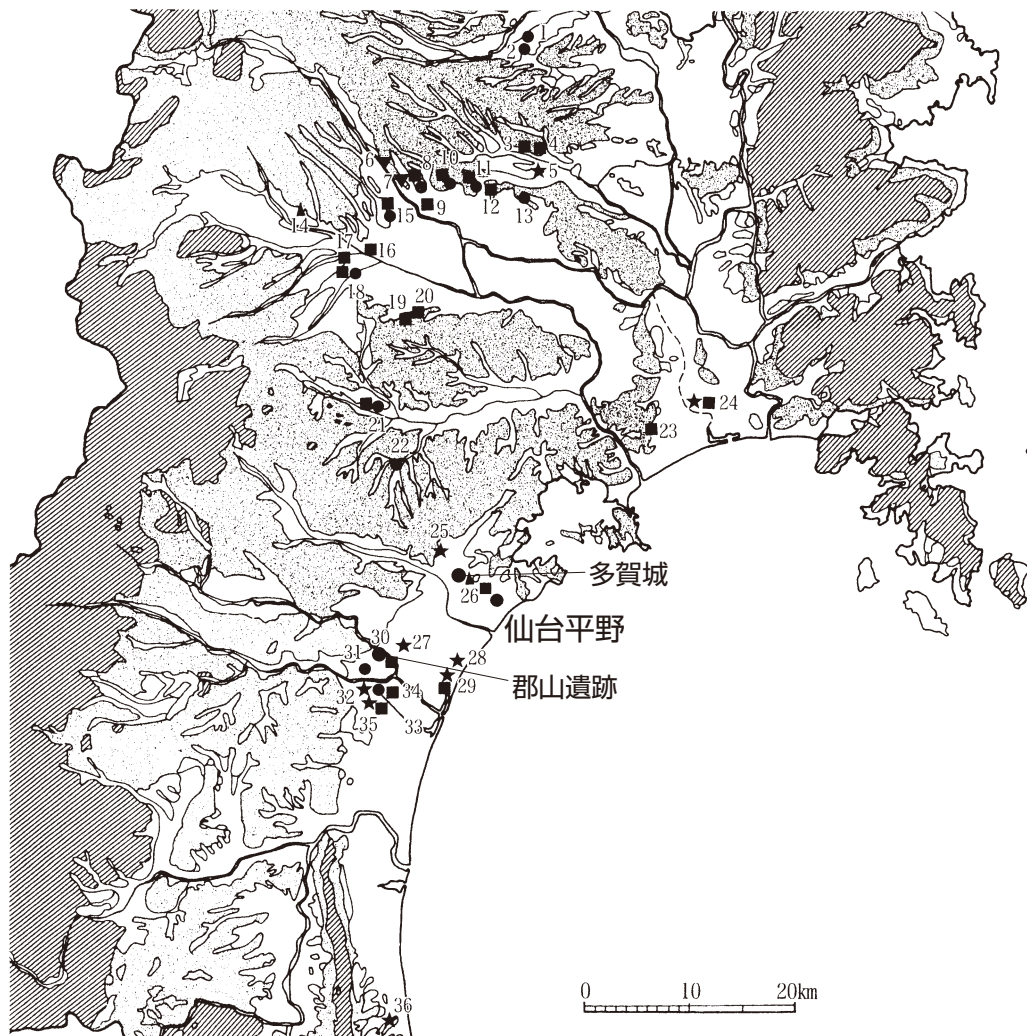


図1 郡山遺跡と多賀城

## 1 郡山遺跡

郡山遺跡は仙台平野のほぼ中央、宮城県仙台市長町に所在する城柵官衙遺跡である。名取川と広瀬川にはさまれた微高地に位置する。<sup>(1)</sup>1979年からはじまった発掘調査により、2時期の官衙遺構が確認されている。I期官衙、II期官衙と呼称されている。

I期官衙は、その造営方位が、真北に対して西に50~60°振れるもので、東南・西南・西北辺を区画する材木塀が検出されている。東西（北西-南東）約295.4m、南北（北東-南西）約604m以上の規模をもつ（図2）。

内部には中枢部と倉庫群、工房群、竪穴遺構群がある。中枢部はI期官衙全体の北東部に位置する。東西118.5~120.3m、南北91.6mの区画で掘立柱建物をつなぐように掘立柱塀、もしくは板塀をめぐる。2時期の変遷がみられるようで、掘立柱塀から板塀に建て替えられている。東南辺の外にSB1745・SB1755という2棟の掘立柱建物が、北西の側柱を中枢部の東南辺となる掘立柱塀と共有するかたちで配置される。そして、その東南の側柱筋で、二つの建物をつなぐように板塀、も

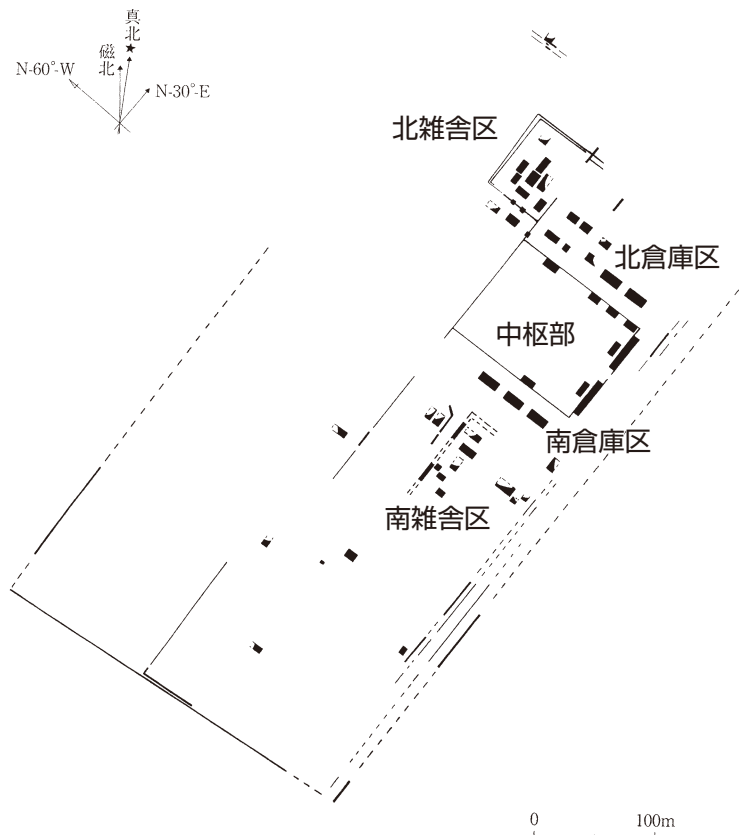


図2 郡山遺跡 I 期官衙

しくは掘立柱の門がある。すなわち、この部分だけが掘立柱建物の梁間分（2間）だけ突出する構造となっており、ここが正面であったと推定される。中樞部の内部はⅡ期官衙の中樞と重複しており、十分な調査ができず、その建物配置の様相などはよくわからない。

中樞部の北東と南西では倉庫群が検出されている。ここでも大きく2時期の変遷がみられ、二つの地区ともに3棟前後の建物を整然と配置する。とくに北東の倉庫群では二列に並んだ総柱建物が検出されている。中樞部の北では、東西52~57m、南北66.8m~68.5mの区画があり、内部から掘立柱建物が検出され、雑舎群と推定されている。また南東辺に接した竪穴遺構 SI261 からは畿内産土師器と呼ばれる都で使用されていた土器が出土している。さらに、この区画の南西では鍛冶工房が検出され、フイゴの羽口など生産にかかわる遺物とともに、鉄鏃や小札などが出土している。

I 期官衙は、中樞部といくつかの区画に分かれる。建て替えは大きくみて2時期であるが、個々の建物や塀の建て替えは、さらに頻繁であることが特徴である。外郭の東南辺でも、少なくとも4時期の建て替えが認められ、その他の建物群においても、その程度の建て替えが確認できる。建物配置や機能がまだまだ定型化していないという官衙成立の初期段階の様相を示している。

I 期官衙の年代であるが、出土した土器などから7世紀中ごろから末と考えられる。この年代は、竪穴遺構 SI261 から出土した畿内産土師器の土師器杯 C が、飛鳥・藤原地域の土器編年において飛鳥Ⅱ~Ⅲ（660~670年前後）に位置づけられることとも、とくに矛盾しない<sup>(2)</sup>。

なお、I 期官衙は、官衙域の全体を囲む材木塀の外郭をもつこと、支配や儀式のための中樞部を

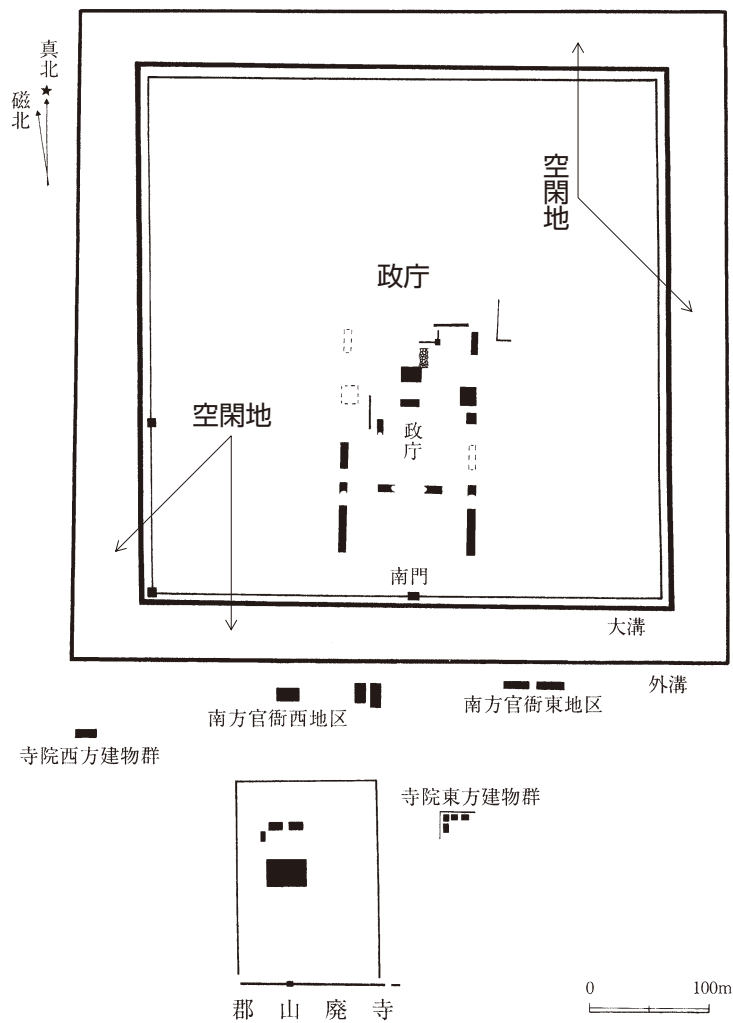


図3 郡山遺跡II期官衙

もつこと、畿内産土師器の出土などにより直接に都とのかかわりが考えられることなどから、『日本書紀』などには記述はみられないが、日本海側の越国の淳足柵・磐船柵に対応する太平洋側の陸奥国の城柵とみるのが妥当である。<sup>(3)</sup>

II期官衙は、これらのI期官衙を撤去したうえで、ほぼ同じ場所で造営される(図3)。その造営方位は、正方位である。東西428.4m、南北422.7mのほぼ正方形で、外郭施設は直径約0.3mの栗の丸太材を密接してならべた材木堀である。外郭には材木堀を跨ぐかたちで、櫓が設けられる。材木堀の外側には幅3.5~4.8mの大溝がめぐり、さらにその外側を外溝がめぐる。外溝は幅3.0~3.4mである。ところでこの外溝に囲まれた範囲には顕著な遺構はみられない。外郭の材木堀と外溝心々間の距離は約57mで、この幅で遺構のほとんどみられない空地が外郭の外側を取りまいていた。<sup>(4)</sup>

官衙の中核(政庁)は、方形区画の中央南寄りに配置される。外郭南辺中央には南門SB712が位置する。柱穴を4つ検出しているのみで、官衙の中軸線のとり方によって桁行3間、梁間2間に復元する案と桁行5間、梁間2間に復元する案がある。

官衙中枢の建物は、その造営方位から大きく2時期に分かれる。Ⅱ-A期とⅡ-B期である。また、その時期区分の中でも、同時には存在しえない建物があり、<sup>(5)</sup> 建物の建て替えなど、小規模な改修が認められる(図4)。

Ⅱ-A期を中心に建物配置をみていくと、正殿SB1250の南に前殿SB1635があり、その南の広場を囲んで西脇殿SB1545、そして、南を閉塞するようにSB716・SB1490が検出されている。さらに、西脇殿の外側に南北棟建物SB1650・SB1465・SB526を南北にならべて配置する。東脇殿やその外側の建物群は一部の柱穴を検出しているにすぎないが、南北軸線で折り返した位置に同様の建

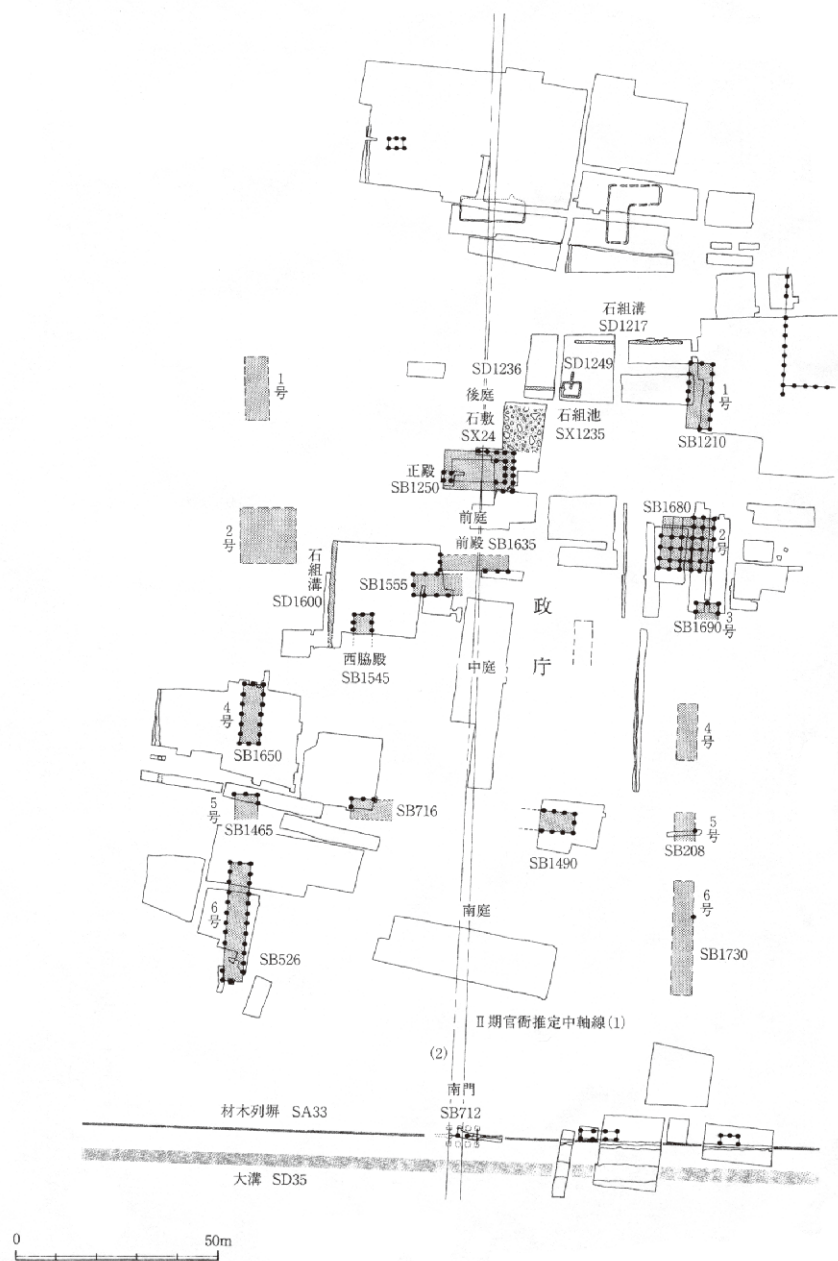


図4 郡山遺跡Ⅱ期官衙中枢

物が配置されていた可能性が高い。正殿 SB1250 の東では桁行 5 間、梁間 5 間の総柱建物 SB1680 が検出されている。外回りの柱穴が小さく、内側の柱穴では直径 0.9m もある柱痕跡が確認され、楼閣状の建物に復元されている。

Ⅱ期官衙では、正殿の北でも石敷と方形の石組池とそこへ導水するための石組溝などが検出されている。方形の石組池は、東西 3.7m、南北 3.5m のほぼ正方形で、池底には礫が敷かれている。東西と南北方向の石組溝で池の北東から導水し、西に排水する。池に隣接して石敷があり、池がある空間を望むように SB1210 が配置される。池底に石を敷くということは、池底が見えるからで、ここでは、よほど清らかな水が使われていたことを示す。水にかかわる何らかの儀式がおこなわれたことが推定できる。

ところで、Ⅱ期官衙の中枢には、様々な儀式空間が想定できる。まず正殿 SB1250 のすぐ南の空間、そして前殿 SB1635 と西脇殿 SB1545、そして SB716・SB1490 で囲まれる空間、さらに、SB716・SB1490 の南で外郭南門 SB712 までの空間である。そして正殿 SB1260 の北には、石敷と方形の石組池が配置された空間がある。これらの空間をどのように使い分けられたのかは定かではないが、正殿 SB1260 の北の空間は蝦夷の服属儀礼に使われたのではないかと考えられている<sup>(6)</sup>。

Ⅱ期官衙の南、外溝の南では、南方官衙と呼ばれる大規模な建物が検出されている。西地区ではⅡ期官衙正殿 SB1250 よりも規模の大きい南北棟建物が検出されている。また、東地区でも桁行 10 間、梁間 2 間の東西棟たてものが 2 棟並んで検出されている。

さらに、その南では郡山廃寺が造営される。郡山廃寺は寺域を材木堀で囲み、その西によせて中心伽藍が配置される。西に東向きの金堂、東に塔、その北に講堂を配置した筑紫観世音寺や多賀城廃寺と同じ伽藍配置に復元されている。出土した瓦には、単弁蓮華文軒丸瓦、ロクロ挽き重弧文軒平瓦（後者は寺院では少量のみ出土）があり、いずれも多賀城廃寺に先行する特徴をもつ。郡山廃寺の東でも溝に囲まれた建物群が検出されている（図 3）。

Ⅱ期官衙の年代であるが、出土した土器などから、7 世紀末に造営され、8 世紀前半には廃絶したとみてよい。そして、郡山廃寺は、若干、その廃絶が遅れ、8 世紀中ごろまで存続した。

ところで、Ⅱ期官衙は、その存続年代や、立地、規模、そして、その形態などから、多賀城に先行する陸奥国府とみるのが妥当である。このことは、飛鳥宮や藤原宮からの強い影響のもとで造営されている事実からも、国家から直接、官人が赴く官衙である国府とみるのが自然である<sup>(7)</sup>。

## 2 多賀城

多賀城は仙台平野の北端、宮城県多賀城市市川・浮島に所在する城柵官衙遺跡である<sup>(8)</sup>。塩竈方面から西へと伸びる丘陵の先端に位置している。すぐ南を砂押川が流れる。遺跡は、郡山遺跡とは異なり、起伏の多い丘陵を取り込み、造成・整地をおこなったうえで造営される。1963 年から発掘調査がおこなわれ、官衙の中枢である政庁と、それを取り囲む外郭、外郭内部に配置された官衙が検出されている（図 5）。また、外郭の南には、8 世紀後半以降、政庁南北軸の南への延長である南北大路とそれに交差する東西大路をもとに方形の区画割りがなされていることが明らかとなっている。

なお、多賀城跡は、外郭南門を入れてすぐのところ、政庁南面道路（政庁－外郭南門間道路跡）に面して建つ多賀城碑から大野朝臣東人によって神亀元年（724）に造営された多賀城であること



図5 多賀城

<sup>(9)</sup>が確定している。そして、多賀城には陸奥国府が置かれたので、多賀城は郡山遺跡Ⅱ期官衙からその機能を継承した陸奥国府であることは言うまでもない。

官衙の中核となる政庁は、外郭に囲まれた範囲のほぼ中央の丘陵を平坦に整地して造営される。発掘調査で大きく4時期の変遷が認められる。政庁第Ⅰ期・第Ⅱ期・第Ⅲ期・第Ⅳ期とよばれてい



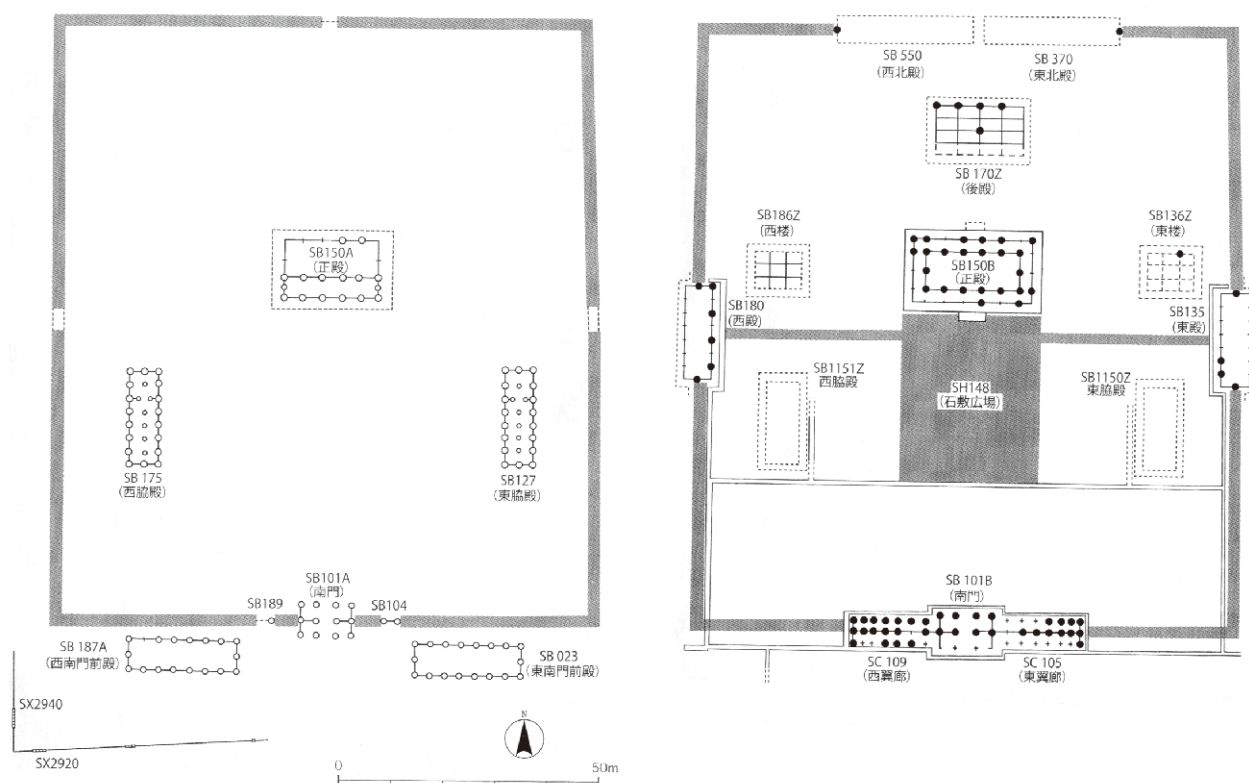


図6 多賀城政庁第Ⅰ期(左)と第Ⅱ期(右)

る。ここでは、主に政庁第Ⅰ期・第Ⅱ期を検討する。

政庁第Ⅰ期は、東西103m、南北116mの方形で周囲を築地で区画する(図6)。南正面には南門SB101A、中央やや北に正殿SB150A、その西南には西脇殿SB175、東南には東脇殿SB127を配置する。南門の外には、西前殿SB187A、東前殿SB023が位置する。南門の外に配置された東西の前殿をも取り込んだ区画施設<sup>(10)</sup>の存在を指摘する意見もある。政庁第Ⅰ期の正殿は地山を削りだした基壇をもつ桁行5間、梁間3間の掘立柱建物である。南に庇をもつ。屋根には瓦が葺かれる。脇殿は東西ともに桁行7間、梁間2間で、床束の存在から床をもつ建物に復元できる。南門は桁行3間、梁間2間で中央間が広い。正殿と東西の脇殿に囲まれた範囲が、広場となっており、ここで様々な儀式がおこなわれたと推定される。南門の外に位置する東西の前殿は、ともに桁行7間、梁間2間の掘立柱建物である。

政庁第Ⅰ期を造営するにあたっては、丘陵の西南と北東に大規模な整地をして平坦な面をつくりだしている。とくに西南部では、盛土整地の南縁辺と西縁辺に石積みを施している。また、その外側には2条の材木堀が、石積みに並行するように位置している。造営時の仮設堀とする意見が有力である。ただ政庁を造営しているときに仮設の材木堀で南辺だけを隠すことが果たしてあるのだろうか。政庁南面大路を塞いで布設されているので、政庁第Ⅰ期との同時併存とみることは困難であり、かつ政庁南面道路の最も古い造成土(道路盛土Ⅰ期)に覆われているので、それより古い。政庁南面道路の施工年代が問題となるが、その暗渠<sup>(11)</sup>などから出土した木簡などの年代から、養老5年(721)4月から養老6年とすることができるので、それより遡るとせざるをえない。政庁南面道路

の施工のための造成と政庁の造営のための整地がいかなる関係にあったのかは不明であるが、いずれにしても、多賀城の政庁第Ⅰ期の完成年代を示す多賀城碑の神亀元年（724）よりは、遡りうることはまちがいない。政庁第Ⅰ期の整地土縁辺の石積みとその方向が並行することが気にかかるが、政庁第Ⅰ期に先行する施設の存在を想定することもあながち無理なことではないのではないか。<sup>(12)</sup>今後の調査の進展を期待したい。

政庁第Ⅱ期は、多賀城碑に記された藤原朝臣朝鸞による天平宝字6年（762）の修造により、第Ⅰ期を改作したもので、正殿、脇殿をほぼ同じ位置で礎石立ちの建物に改修し、東西の楼と後殿を付加する。政庁の区画そのものも第Ⅰ期を踏襲し、築地に改修が加えられる（図6）。

正殿SB150Bは、柱位置を若干北にずらして礎石建物となる。そして、桁行7間、梁間4間の四面に庇をもつ建物となる。その南の東西には脇殿SB175Z・SB127Zを配置する。正殿の前面には石敷SH148が敷設される。正殿の北には後殿SB170Z、正殿の東西には西楼SB186Z、東楼SB136Zが配置される。正殿と後殿をのぞく、これらの建物は、もともと政庁第Ⅲ期からのものとされてきたが、近年の東脇殿の発掘調査において、東脇殿で第Ⅱ期の建物の掘り込み地業と、その焼失にともなう焼け面が検出されたことにより、第Ⅱ期から存在することが明らかとなった。<sup>(13)</sup>そして、東面と西面の築地が切り開かれ、それぞれ東殿SB135、西殿SB180がつくられる。また、北辺にもSB550・SB370という東西棟建物が配置される。さらに、南門SB101Bは礎石建物に変わり、その東西に翼廊SC105・109が付加される。中央に正殿、そして、その東西に脇殿という基本的な建物配置は、そのまま、掘立柱建物を礎石建物に改修し、より荘厳にみせるため、南門の東西に翼廊、正殿の前面に石敷広場、正殿の東西に楼状建物を配置している。政庁第Ⅱ期は、第Ⅰ期のシンプルな基本形態から、より荘厳な形態への改修であった。この形態が、政庁第Ⅲ期・第Ⅳ期へと基本的に継承されることになる。

政庁第Ⅱ期は宝亀11年（780）の伊治公皆麻呂の乱により焼失したものと推定されている。そして、第Ⅲ期はその復興から貞観11年（869）の陸奥国大地震まで、第Ⅳ期はその復興後、廃絶までとなる。廃絶は11世紀前半ごろである。

多賀城の政庁は長く存続したにもかかわらず、その建物配置の基本的な構成が第Ⅰ期からほとんど変化しないこと、同じ形態で建て直されることが大きな特徴である。

多賀城の外郭は、郡山遺跡Ⅱ期官衙とは異なり、不整形である。丘陵地は築地、谷などの低地では、基礎地業をおこない材木堀で造営される。南辺は約870m、西辺は約660m、北辺は約780m、東辺は約1050mである。政庁と政庁南面道路は正方位で造営されているにもかかわらず、多賀城の外郭は、各辺ともかなりの振れをもっており、北辺や東辺では、地形に合わせて屈曲する箇所もみられる。

また、この外郭が、奈良時代には完全に圍繞しておらず、区画されていなかったところがあり、それが政庁第Ⅲ期の段階になって、完全に区画し、櫓などが付加されたという意見がある。<sup>(14)</sup>本稿が対象とする政庁第Ⅰ期・第Ⅱ期だと、外郭南辺と北辺、そして東辺・西辺の一部にしか外郭は存在せず、それ以外の箇所では閉塞のための施設は存在しなかったということになる。しかし、外郭の造営にあたっては、若干の施工の年代幅は見積もる必要はあるが、蝦夷と接する地域であり、きわめて軍事的に緊迫した状況において、一部だけ造営して、造営しない箇所がある、すなわち区画施

設がないということは、防禦のうえからも問題があり、常識的には考えがたい。このことについては、また後にあらためて述べる。

ところで、ここで述べた外郭は、近年の調査で政庁第Ⅰ期までは遡らない可能性が指摘されている。<sup>(15)</sup>先に紹介した政庁第Ⅰ期と第Ⅱ期に外郭が圍繞していなかったとする意見は、当該期に外郭の施設が発掘調査において確認できないことをもって、その根拠としているが、この発掘調査の成果と、ここで紹介した外郭が政庁Ⅰ期まで遡らないという指摘は密接にかかわる可能性がある。

多賀城の政庁周辺の丘陵地には曹司と推定される実務的な官衙が配置された。政庁の南西には城前地区、政庁と谷を挟んだ東には作貫地区、東門をはいった南には大畑地区、政庁の北方に六月坂地区、西門をはいったところに五万崎地区、外郭西辺に向かった丘陵上には金堀地区がある。すなわち、政庁でできない実務的なことを各所に配置された官衙でおこなっていたと推定される。

ところが、政庁第Ⅰ期では、大畑地区と六月坂地区で竪穴住居が検出されているだけで、官衙と呼ぶ建物は、どの地区からも検出されていない。多賀城の外郭に囲まれた範囲は広いので、これらの地区とは異なった場所に官衙がつくられていた可能性は残るが、曹司と考えられているこれらの地区で、検出されていないという事実のもつ意味は重い。この時期、儀式や政務は政庁でおこなっていたとして、実務的なことはどこでおこなっていたのであろうか。このことは多賀城の創建期の機能を考えるうえで、きわめて重要である。

政庁第Ⅱ期になっても、官衙と想定される建物が少ないという傾向に変化はない。大畑地区において、桁行15間、梁間4間という大型の南北棟建物が検出されている。城前地区では、12棟の掘立柱建物が計画的に配置されるようになる。作貫地区では2棟の東西棟建物を検出している。8世紀後半のものである。五万崎地区では9世紀後半にならないと建物は認められない。六月坂地区も9世紀にならないと機能しない。大畑地区や作貫地区、城前地区でも、9世紀になると多くの建物が配置されるようになる。すなわち、曹司と呼ばれる実務官衙は政庁第Ⅲ期になって整備が本格化する。この時期は、多賀城南面の方形の区画割りが本格的に展開する時期とほぼ一致する。

郡山遺跡Ⅱ期官衙の南に郡山廃寺が存在したように、多賀城にも付属寺院がある。<sup>(16)</sup>多賀城廃寺である。1961年から発掘調査がおこなわれ、西に東向きの金堂、東に塔、その北に講堂を配置する筑紫観世音寺と同じ伽藍配置であることが判明した。中門からは、塔・金堂を囲んで築地がのび、講堂に取りつく。その北には、経楼、鐘楼や僧坊がある。伽藍の西方や南方でも建物は検出されているが、多賀城廃寺の寺域を画する施設や南門は未確認である。

ここまで、陸奥国の支配拠点である郡山遺跡、多賀城について述べた。年代的には7世紀中ごろ以降の郡山遺跡Ⅰ期官衙、7世紀末から8世紀前半のⅡ期官衙、そして8世紀前半からの多賀城ということになる。そして、一番古い郡山遺跡Ⅰ期官衙が蝦夷などの支配のために設置した城柵、郡山遺跡Ⅱ期官衙以降は、国郡里制にもとづき、陸奥国の地域支配をおこなう国府であるとともに、<sup>(17)</sup>蝦夷を支配に組み込むための東北経営の拠点である城柵でもあった。その遺跡の性格の変化などは、検出される遺構に如実に反映されている。また、郡山遺跡は仙台平野のほぼ中央に位置し、多賀城は仙台平野の北端に位置している（図1）。このような遺跡の立地とその変化には、その時々地域の支配のあり方や蝦夷との関係などが反映される。<sup>(18)</sup>これらのことについては、また、後であらためて述べることにしよう。

## ② 飛鳥宮と藤原宮

それでは、郡山遺跡、多賀城が存続した時代の古代宮都の様相について、概観してみよう。飛鳥宮と藤原宮を中心に近年の発掘調査の成果を踏まえてまとめてみたい。

### 1 飛鳥宮

飛鳥宮は奈良県高市郡明日香村岡に所在する宮殿遺跡である。飛鳥京跡、伝承飛鳥板蓋宮跡とも呼ばれる<sup>(19)</sup>。1959年からはじまった発掘調査で、3時期の宮殿遺構がほぼ同じ場所に重複して存在していることが明らかとなった。下層からⅠ期遺構、Ⅱ期遺構、Ⅲ期遺構と呼ぶ。出土した土器や木簡の検討などから、Ⅰ期遺構が舒明の飛鳥岡本宮(630～)、Ⅱ期遺構が皇極の飛鳥板蓋宮(643～)、Ⅲ期遺構が斉明・天智の後飛鳥岡本宮(656～)、天武・持統の飛鳥浄御原宮(672～)であることが、ほぼ確定している<sup>(20)</sup>。

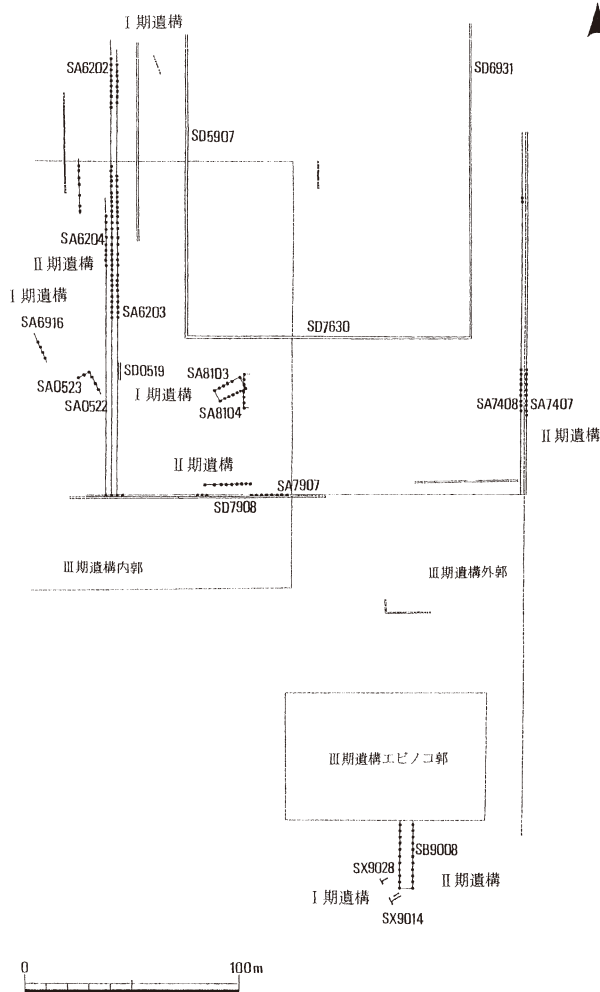


図7 飛鳥宮Ⅰ期遺構とⅡ期遺構

ここでは、それらの大まかな構造とその変遷を整理しておく。

Ⅰ期遺構は、飛鳥宮でもっとも下層から検出される宮殿遺構である(図7)。舒明の飛鳥岡本宮(630年～)と推定され、飛鳥に造営された最初の王宮である。その造営方位が北で西に約20度振れる特徴をもつ。そのような造営方位の掘立柱建物・堀などが検出されている。ただ、遺構の検出が断片的にとどまり、その構造を解明するにはいたっていない。

周知のごとく、飛鳥・藤原地域は南東が高く北西に低くなる地形をなす。こういった地形条件のなかで、地形改変を少なくして、最大限の土地利用をおこなうとするならば、等高線に平行、もしくは直交したかたちで土地利用をすることが、もっとも理にかなっている。すなわち、北で西に大きく振れた方位で建物などを造営することが最も望ましい。飛鳥宮Ⅰ期遺構は、まさに、このような特徴をもっており、地形条件に大

きく制約された王宮ということになる。そこで、それほど整然とした王宮を想定することは困難である。

また、舒明は確かにはじめて飛鳥に王宮を造営した大王であったが、舒明8年(636)に飛鳥岡本宮が火災で焼失してしまうと、飛鳥を出てしまい、再び飛鳥に戻ることはない。舒明11年(639)に百済の地に大宮と大寺を造営する。この段階において、王権が飛鳥を支配拠点として整備しようとした形跡は認められない。

Ⅱ期遺構は、Ⅰ期遺構とは異なり、飛鳥ではじめて正方方位で造営された王宮である(図7)。皇極の飛鳥板蓋宮(643年～)と推定されている。もともと南東に高く北西に傾斜する地形に正方方位に建物群を造営するわけであるから、大規模な地形改変を必要とする。発掘調査でもⅠ期遺構を削平して、大規模な土地造成をしたうえで造営をおこなっていることが確認されている。掘立柱塀で囲まれた空間の存在が確認されるだけで、その中枢の様相は明らかではない。大規模な土地造成をおこなって、正方方位の王宮を造営している点で、私は、この段階を王権が飛鳥を支配拠点として意図的に整備しようとした端緒として積極的に評価したい<sup>(21)</sup>。

また、皇極の飛鳥板蓋宮は、乙巳の変後の孝徳による難波遷都(645年)に際しても、そのまま維持・管理がなされ、斉明は、再びこの王宮を使って即位する(655年)。そして、Ⅱ期遺構の地割は、基本的につぎのⅢ期遺構に継承される。Ⅲ期遺構も天智の近江遷都のとき(667年～)にも廃絶することなく、「留守司」を置き維持・管理がなされ、壬申の乱(672年)のあと、大海人王子は、この王宮で即位し天武となる。すなわち、この段階から明らかに歴代遷宮といわれる段階とはことなる状況がみてとれる。

飛鳥宮Ⅱ期遺構は、古代王宮の変遷のうえでも、飛鳥の整備のうえでも大きな変換点となる王宮であった。飛鳥宮の変遷のなかで、この変化をひとつ確認しておく必要がある<sup>(22)</sup>。

Ⅲ期遺構は、もっとも上層で検出される関係で、建物配置などその様相がほぼ明らかとなっている。内郭、エビノコ郭、外郭とから構成される。Ⅲ期遺構は前半と後半にわかれる。内郭だけの段階がⅢ-A期、そして、内郭をそのまま継承して、その東南にエビノコ郭を造営したのがⅢ-B期である。そして、Ⅲ-A期が斉明・天智の後飛鳥岡本宮(656年～)、Ⅲ-B期が天武・持統の飛鳥浄御原宮(672年～)である。

Ⅲ-A期(後飛鳥岡本宮)は内郭だけの段階である(図8)。

内郭は南北約197m、東西約152～158mの方形の区画で、周囲を屋根付きの掘立柱塀で囲む。内郭はその南より位置する東西塀SA7904によって南区画と北区画とに分かれる。南区画には砂利(礫)、北区画には人頭大の玉石を敷き詰める。その位置関係から南区画は公的な性格をおびた空間、北区画は私的な性格をおびた空間とみてよい<sup>(23)</sup>。

内郭の南区画中央には、南門SB8010がある。桁行5間、梁間2間で内郭全体の正門である。その北には前殿SB7910が配置される。桁行7間、梁間4間の四面庇の掘立柱建物である。内郭南区画の公的な空間におかれた正殿であるとともに内郭全体の正殿であった。大王が私的空間から出御して重要な儀式をおこなう殿舎であったと推定される。

さらに北区画には、前殿SB7910よりも大きな東西棟建物が南北に並んで配置される。南がSB0301、北がSB0501である。南のSB0301を北区画の南の正殿、北のSB0501を北区画の北の正

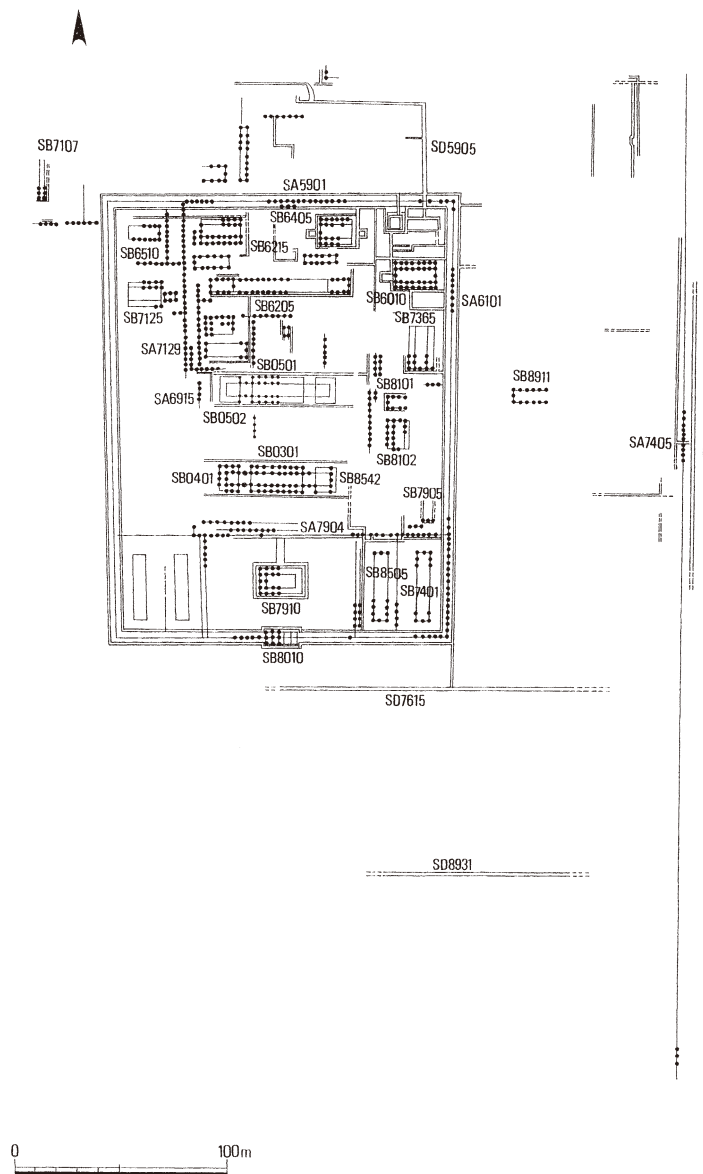


図8 飛鳥宮Ⅲ-A期遺構

SB8505を朝堂に当てる意見がある。そして、これらが朝堂であると、<sup>(24)</sup> 朝庭が確保されないことになるが、儀式よりも政務を重視した王宮であったとする。SB7401・SB8505が朝堂であったとすると、有力氏族が大王に侍候し、国政をとる場に、まさに相応しい建物となるが、この段階の王宮において、なぜ儀式よりも政務を重視することになったのか、また、それは、難波と飛鳥という王宮が置かれた場所に起因するものなのか、いまだ問題は残されている。いずれにしても、前期難波宮と同じ形態をした朝堂が飛鳥宮に継承されない意味を<sup>(25)</sup>考える必要がある。

ところで、飛鳥宮のⅢ-A期の段階には、飛鳥宮の周辺において、酒船石遺跡（宮の東の山丘）や石神遺跡、水落遺跡（中大兄の漏剋）などがみつまっている。郡山遺跡と同様の石神遺跡の方形の石組池はこの段階にともなう。また、飛鳥宮の北西には大規模な苑池遺構がつけられる。斉明朝は、皇極朝にはじまった飛鳥の支配拠点としての整備がほぼ達成される段階とみてよい。

殿と呼ぶ。内郭北区画は大王の私的空間、すなわち生活空間である。その中の南の正殿SB0301は、なお諸臣を引き入れて儀式などをおこなった殿舎とみてよい。そして、さらに奥まったところに配置された北の正殿SB0501の一郭は、より限定された人物しか入ることの許されない空間、もしくは大王の居住空間といったきわめて私的な性格の強い空間であり、北の正殿SB0501は、そういった空間に配置された正殿とみることができる。

飛鳥宮Ⅲ-A期の形態は、基本的に大阪府大阪市中央区に位置する前期難波宮の内裏の形態を継承しており、ほぼ同じ段階の王宮として位置づけることができる。しかし、前期難波宮の内裏の南に存在した大規模な朝堂と呼ばれている空間が飛鳥宮Ⅲ-A期にはみられない。この点について、内郭前殿SB7910の東に配置された桁行10間、梁間2間の南北棟建物SB7401・

Ⅲ-B期はⅢ-A期の内郭をそのまま継承し、その東南にエビノコ郭を造営した段階である(図9)。エビノコ郭は内郭の東南にⅢ-B期になって新たに付加された、南北約55m、東西約94mの方形の区画で、屋根付きの掘立柱塼で囲まれる。その中央には正殿SB7701(エビノコ大殿)が配置される。東西9間、南北5間と、飛鳥宮の発掘調査で検出された最大の建物である。エビノコ郭の正殿である。南に門をもたず西に正門をもつという変則的な形態をとるが、この正殿SB7701を『日本書紀』天武10年(681)2月甲子条と3月丙戌条にみられる「大極殿」とみ<sup>(26)</sup>たい。

飛鳥宮のⅢ-B期は、内郭はそのままエビノコ郭が付加された。内郭の3つの正殿(SB7910・SB0301・SB0501)はそのまま継承されているので、単純に考えてもエビノコ郭の正殿が一つ増えたことになり、そして、それが「大極殿」と呼ばれた殿舎であったとするならば、その意味するところは大きい。

飛鳥宮Ⅲ-B期ではエビノコ郭正殿という新しい空間(「大極殿」)が成立したが、いっぽうで前期難波宮と同じ形態の朝堂はつくられることはなかった。また、Ⅲ-A期の内郭をそのまま継承しており、大王の宮から律令国家の王宮への過渡的な形態をしていた。天武の目指した天皇を頂点として官僚制を整え、列島の全域を支配する国家に向けての政治改革をおこなった王宮として、まさにふさわしいものであった。

さて、飛鳥宮の周辺は、齊明朝に整備されたが、飛鳥宮Ⅲ-B期の段階になると、その正方位による空間整備が、さらに飛鳥・藤原地域まで拡大された。そして、明らかに周辺地域とは視覚的に異なる特殊な空間が飛鳥・藤原地域に出現した。これを飛鳥宮にともなう飛鳥の「京」と呼んでも、それほど問題はないであろう。これが藤原京で条坊制を導入する歴史的な前提となったことは言う

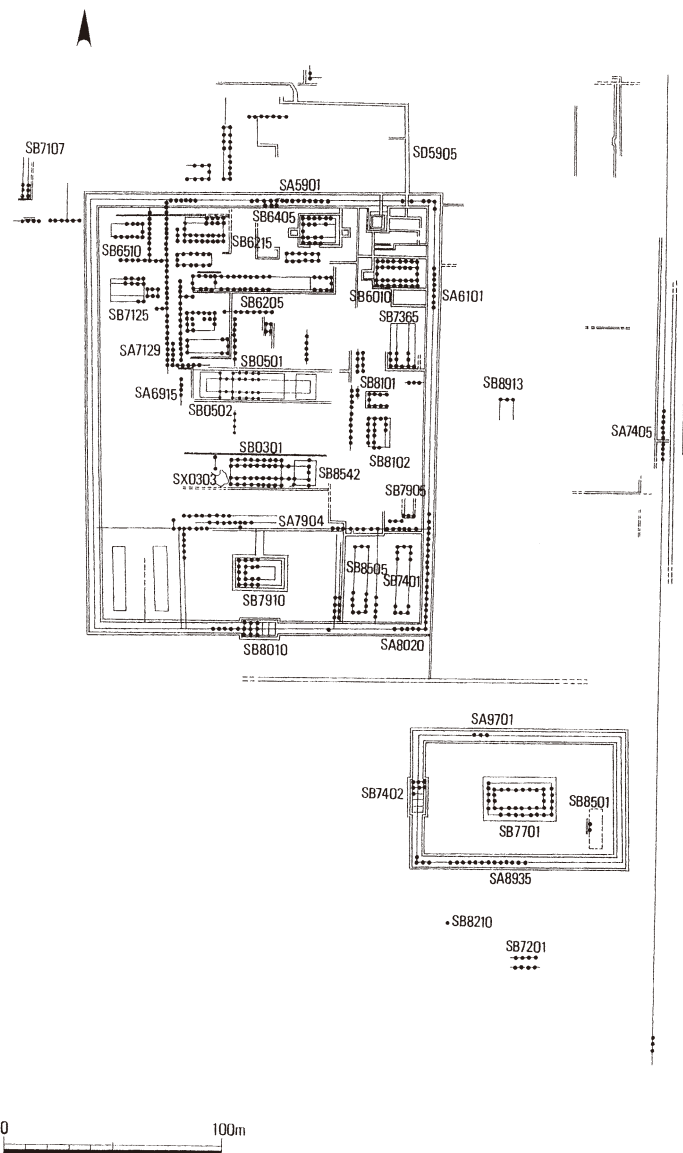


図9 飛鳥宮Ⅲ-B期遺構

までもない。

ところで、飛鳥宮全体の範囲とかたちは、東の外郭施設が確認されているだけであるが、西は飛鳥川によって画される。南にも自然の谷が入り込む。北には飛鳥寺が位置しているが、その南で閉塞していたという意見と、石神遺跡も取り込んで古代に飛鳥と呼ばれた全域が飛鳥宮であったとする意見がある。<sup>(27)</sup> いずれにしても、不整形であったことはまちがいない。<sup>(28)</sup>

飛鳥宮のⅢ-A期は、仙台市郡山遺跡のⅠ期官衙の時期に対応する。そして、飛鳥宮のⅢ-B期の終末が郡山遺跡のⅡ期官衙の創建時期にほぼ対応するものとみてよい。

## 2 藤原宮

藤原宮は持統がその8年(694)12月に飛鳥浄御原宮(飛鳥宮Ⅲ-B期遺構)から遷居した王宮である。わが国ではじめて条坊制を導入した本格的な都城といわれる。藤原京は『日本書紀』では「新益京」と呼ばれる。近年、その京域にかかわる論争や、藤原宮・京の歴史的な位置づけにかかわる議論が活発におこなわれている。<sup>(29)</sup> とくに京域にかかわっては、東西10坊(約5.3m)、南北10条(約5.3km)に復元する案が有力な仮説として提起されている。しかし、解決しなくてはならない問題点が多々あり、そのまま成立するとは思えない。京域はまだ決まらないというのが現状である。<sup>(30)</sup> そこで、藤原京にかかわる歴史的な評価についても、今後のさらなる検討が必要であろう。

ところで、藤原宮は、東西925.4m、南北906.8mの方形で、条坊が施工された範囲のほぼ中央付近に位置する。飛鳥宮では不整形なかたちをしていた王宮が、藤原宮からほぼ正方形を呈することになる。このことは、藤原京における条坊制の導入と無関係ではない。条坊の方形区画に合わせたため、王宮も方形となった<sup>(31)</sup>(図10)。

藤原宮の南北中軸線上には、北から内裏、大極殿、朝堂が配置される(図11)。内裏・大極殿は飛鳥浄御原宮(飛鳥宮Ⅲ-B期遺構)の内郭とエビノコ郭を継承したものであり、朝堂は前期難波宮のそれを継承したものである。そして、大極殿・朝堂は礎石建ち瓦葺き建物となった。朝堂は前期難波宮で14堂、

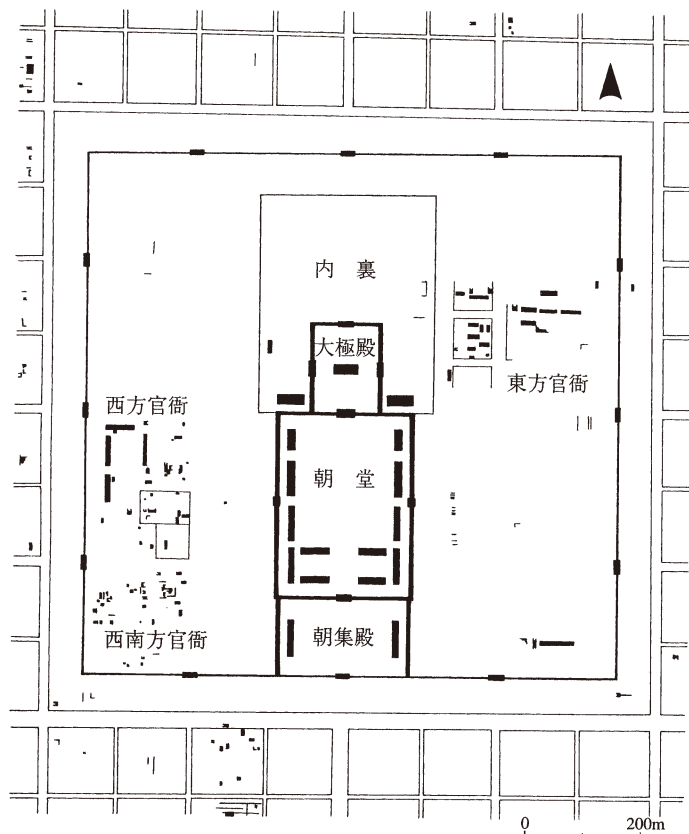


図10 藤原宮と条坊



もしくは16堂であったものが12堂となり、のちの朝堂形態の原形となった。藤原宮は飛鳥宮と前期難波宮を統合した王宮であった。

近年、藤原宮の朝堂が発掘調査された。それによると第1堂だけが土間形式の四面庇の寄棟あるいは入母屋造りの建物で凝灰岩の基壇外装をもつ。第2堂以下は、床がある二面庇の切妻建物で、それほど高くない木装の基壇であったことが明らかとなった。また第2堂以下の朝堂にも、その規模などの点においてバラエティがあった。<sup>(32)</sup>

また、2007年に調査された大極殿南門は、東西39.1m、南北14mの基壇をもつ桁行7間、梁間2間の建物であり、古代王宮の中でも最大級の門であることが明らかとなった。<sup>(33)</sup>

藤原宮の中枢の周囲には官衙が配置される。藤原宮ではじめて宮に官衙が統合されたといわれる。しかし、すでに文献史学からも指摘されているとおり、持統9年(695)5月に飛鳥寺の西の槻の樹広場で隼人に相撲をさせている。<sup>(34)</sup> また、近年の発掘調査でも、酒船石遺跡の導水施設(亀形石槽)も藤原宮期になお存続していたことが明らかとなっている。飛鳥池遺跡の工房も継続して操業されていた。さらに飛鳥京跡苑池遺構から出土した木簡では、藤原京への遷都後も、飛鳥に官衙が残っていた可能性が指摘されている。少なくとも、大宝令の制定・施行までは、飛鳥宮に王宮として機能の一端が残り、藤原宮に完全に統合されていなかった可能性がある。<sup>(35)</sup>

また、発掘調査でみつかるとは、建物群が整然と密に配置されている地区や、散漫と配置されている地区、低湿地のためほとんど配置していない地区などがあって一様ではない(図10)。また、地方官衙によくみられるコの字状の建物配置をとる官衙は検出されていない。

藤原宮の下層からは条坊遺構が検出される。宮内先行条坊という。藤原宮だけでみられる特徴である。宮内先行条坊は、藤原宮の周辺に展開する条坊と何ら変わるところはない。

ところで、藤原京の条坊の施工は、近年の考古学の発掘調査で天武5年(676)の「新城」の造営まで、かぎりなく近づきつつあることが明らかとなっている。<sup>(36)</sup>

また、藤原宮の周囲には掘立柱の大垣がめぐるが、その内側には幅約2.2~3.0mの内濠、外側には幅約5.5~6.0mの外濠がめぐる。そして、その周囲には、当該期の遺構が何もない不自然ともいえる空地がひろがる。王宮の大垣から条坊の側溝までの空地の幅は、南面で約72m、東面では約60.5m、西面では約70m、北面では約64.2mである。もちろん、こういった空地は藤原宮以降の王宮ではみられない。藤原宮だけにみられる特徴である(図12)。

藤原宮では王宮の周囲を不自然ともいえる空地が囲んでいた。また、外濠・内濠によって厳重に防禦がなされていた。これらは平城京以降の都城にはみられない特徴であり、藤原宮が条坊の方

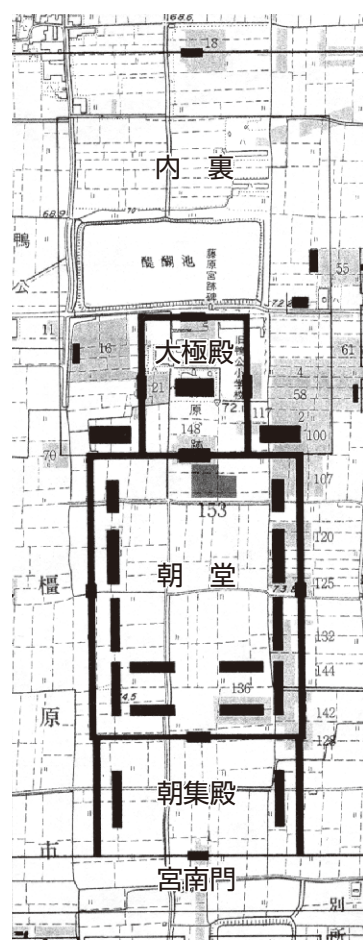


図11 藤原宮中枢部

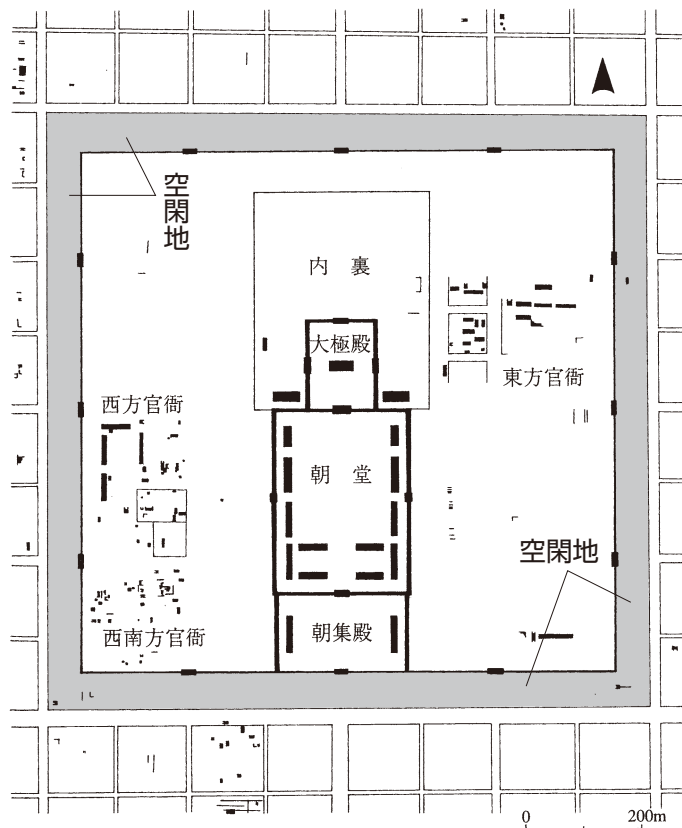


図12 藤原宮の宮周囲の空閑地

形街区に対して相対的に独立性が強かったことを示す。これは藤原宮が一時代前の王宮である飛鳥宮のように王宮が単独で存在し、周囲に条坊がなかった時代の特徴をなお留めていることを示す。さらに、藤原宮とその周囲の藤原京の条坊の造営規格(基準単位)は異なっていた。藤原宮は確かに条坊の方形街区の中に造営されたが、その造営は一体ではなく、いまだ王宮が単独で存在した時代の特徴を留めるという過渡的な様相をもっていた。藤原宮では、はじめて条坊制が導入された。そのためこのような特徴が残ったのであろう。この点に藤原宮・京の歴史的な位置が端的にあらわれている<sup>(37)</sup>と考える。

なお、藤原宮・京は大宝令施行以前と以後とでは大きく改作された可能性が指摘されている<sup>(38)</sup>。大宝令施行以前の藤原宮・京と大宝令施行後のそれについては、別にまとめたので、ここでは繰り返さない<sup>(39)</sup>。

藤原宮は郡山遺跡Ⅱ期官衙の存続時期と対応する。

### ③……………古代宮都の視点からみた郡山遺跡と多賀城

ここまで郡山遺跡、多賀城について、具体的な遺構の様相とその変遷についてまとめた。そして、同じ時期の古代宮都である飛鳥宮、藤原宮についても、近年の調査成果を踏まえて整理を加えた。それでは、このような古代宮都の視点から、郡山遺跡、多賀城をみたとき、どういったことが考えられるであろうか。いくつかの項目に分けて考えてみたい。

#### 1 造営方位の正方位への変換

郡山遺跡のⅠ期官衙は北で西に約60度振れていた(図2)。それに対して、Ⅱ期官衙は、ほぼ正方位で造営されていた(図3)。もちろん多賀城の政庁第Ⅰ期は正方位で造営されている(図6)。地方官衙がその造営当初は地形条件に制約され、北から大きく振れた造営方位をとっているにもかかわらず、ある段階から正方位をとるようになることはよくみられることである。

たとえば、福島県南相馬市泉官衙遺跡（陸奥国行方郡衙）のⅠ期からⅡ期<sup>(40)</sup>、東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）の評衙から郡衙<sup>(41)</sup>、鳥根県古志本郷遺跡（出雲国神門郡衙）のⅠ期からⅡ期<sup>(42)</sup>、福岡県小郡市小郡遺跡（筑後国御原郡衙）のⅠ・Ⅱ期からⅢ期<sup>(43)</sup>などにおいても認められる。この造営方位の変換は何に由来するのであろうか。

飛鳥宮ではⅠ期遺構は北で西に約20度振れていた。そして、Ⅱ期遺構からはじめて正方位で造営されることになる（図7）。飛鳥では7世紀中ごろのⅡ期遺構（飛鳥板蓋宮）から正方位にもとづいて、王宮とその周辺の空間整備がはじまり、7世紀後半のⅢ-A期遺構（後飛鳥岡本宮）では、それが完成した。そして、Ⅲ-B期遺構（飛鳥浄御原宮）の段階には、正方位による空間整備が飛鳥だけではなく、さらにその周辺の飛鳥・藤原地域へと拡大した。その結果、王宮とその周辺が、正方位をとる特殊な空間へと飛躍した。

郡山遺跡におけるⅠ期官衙からⅡ期官衙への変遷における造営方位の転換、正方位による造営も、このような王宮・王都の特別な空間への飛躍とその視覚的な表現、象徴的な空間の出現と同じ現象とみてよい。郡山遺跡ではⅡ期官衙から正方位をとることになるが、これによって、郡山遺跡の性格も変化し、その施設（儀式空間）の使われ方も変わった可能性が考えられる。すなわち、城柵であるとともに、国府の機能が付加されたことと見事に対応している。

いずれにしても、地方官衙における造営方位の変換、正方位による造営は、王宮・王都の正方位による空間整備、荘厳化と同じ意味をもち、それがそれぞれの地域に波及したものとみてよい。そして、それぞれの地域においても、地方官衙は、その支配のため、視覚的に特別な空間として整備し、国家の優先機関としての権威づけをおこなう必要があった。そのため、正方位という南北軸を重視した整備が導入されることになる。

## 2 外郭の形態とその変化

郡山遺跡のⅠ期官衙はその北東の外郭施設がまだ検出されていないので断言はできないが、横長にひろがる形態であったらしい。いっぽう、Ⅱ期官衙から、東西428.4m、南北422.7mとほぼ正方形となる。そして、その南北中軸線上に官衙の中心建物が配置される（図3）。

飛鳥宮では、Ⅲ-B期遺構になっても、その形態が正方形になることはない、飛鳥川などの地形条件に制約されて不整形であった可能性が高い。ましてや中軸線は王宮全体のどの位置にくるのかは定かではない。前期難波宮（652年～）は、かつては、正方形に復元され、その南北中軸線上に内裏・朝堂といった宮中樞が配置されたと考えられてきた。しかし、近年の前期難波宮の調査成果は、それを否定しつつある。南北650m以上、東西670m以上に復元でき、検出されている内裏・朝堂を南北中心軸とすると左右対称とはならない（図13）<sup>(44)</sup>。また、内裏・朝堂の南東には大きな地形の落ちが存在し、矩形であったかどうか定かではない。飛鳥宮と同様、不整形である可能性を考えたい<sup>(45)</sup>。とすると、正方形の王宮は藤原宮にはじまる。藤原京では、はじめて条坊制が導入され、方形街区が成立した。その方形街区に王宮の形態を合わせたために、王宮は正方形となった（図10）<sup>(46)</sup>。

郡山遺跡のⅡ期官衙は、この藤原宮の形態の影響のもとに造営されていることはまちがいない。しかも、郡山遺跡の周囲には、とくに方形街区がないにもかかわらず、わざわざその形態を正方形

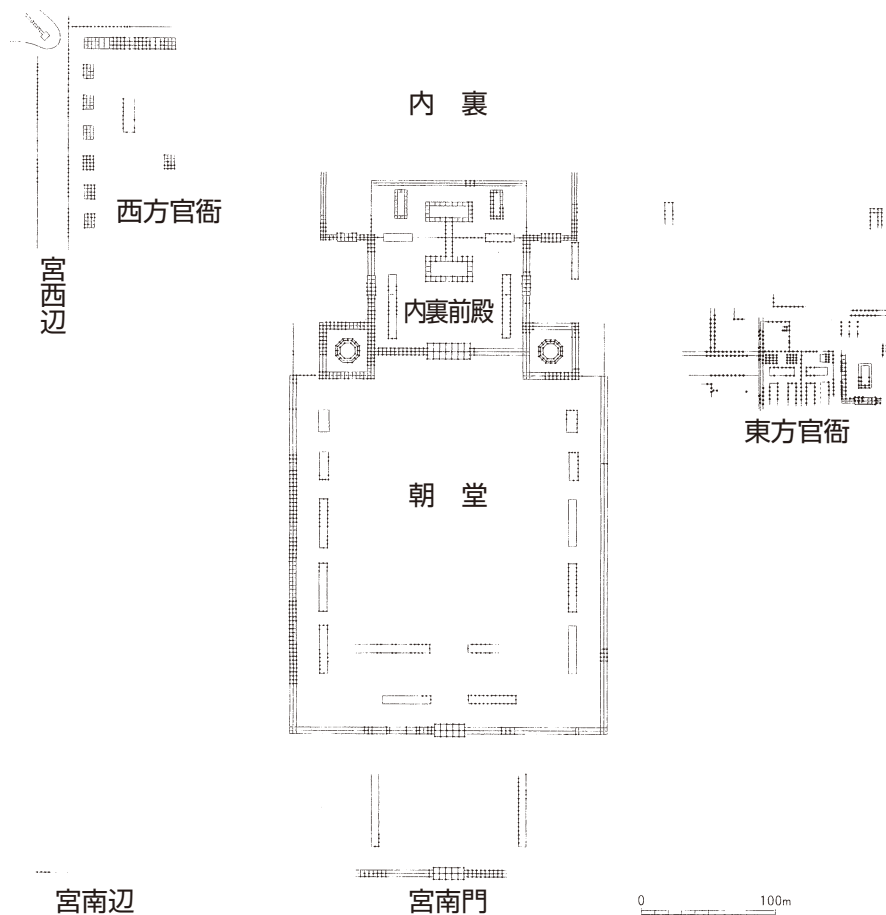


図13 前期難波宮

としているのは、藤原宮の形態を強く意識して造営したと考えるのが適切である。

なお、多賀城では、<sup>(47)</sup>政庁は矩形を呈するが外郭は不整形である(図5)。政庁は正方位で造営されているが、外郭はとくに方位に規制されることはない。政庁と外郭の区画施設の造営方位の不整合というところに多賀城のもつ国府でありつつも、城柵であるという特徴があらわれている。すなわち、政庁は儀式などをおこなう関係で、正方位で造営されるが、外郭は基本的に区画施設であり、防禦施設であるので、地形条件などを考慮して造営された。

もともと、国府にはその中枢である政庁を区画する施設はあるが、その周囲にある外郭を圍繞する施設は存在しない。いっぽう、城柵には中枢部とその周囲の外郭を囲む施設が存在する。外郭を囲む施設をもつという点において、国府であるにもかかわらず、蝦夷との接点に置かれた多賀城の特殊性がみてとれる。

ただ、多賀城政庁第Ⅰ期に対応する外郭南門は明確ではない。後述するように、この時期には、この位置に存在しなかった可能性が高い。第Ⅱ期以降、外郭南門 SB202A は、重層の門が造営されたといわれる。ところが、この第Ⅱ期の門が政庁南面道路に正しく取りつかない<sup>(48)</sup>。第Ⅲ期の南門 SB202B となって、はじめて正しくとりつく。このことは、政庁第Ⅰ期・第Ⅱ期にどの程度、外郭施設が整備されていたかという問題ともかかわり重要である。



図14 近年の多賀城南辺の調査と外郭南辺

とくに、近年の発掘調査(図14)で、外郭南門の北約120mの地点において、政庁南面大路上で門SB2776が検出された。南面道路の造成土や遺構とのかかわりで確実に第I期まで遡る。そして、それにもなって築地状の積土遺構SX2909・SX1339も検出された。とくにSX2909では築地の寄せ柱らしき柱穴が認められ、築地築成のための土取り穴と推定されるSK2981も存在する。築地堀の痕跡である可能性は高い。また、低地部では丸太材を敷き並べた筏地業と盛土とからなる基礎地業SX2959・SX1261が検出されている。後者では材木堀SA1260が検出されており、基礎地業をしたうえで材木堀を施工していた。そして、これらの遺構は、門SB2776を中心にはほぼ一直線上で検出されており、一連の区画施設とみるのが妥当であろう。そうすると、SB2776・SX2909は第I期に位置づけられるので、この区画施設も政庁第I期まで遡ることになり、これこそが政庁第I期にともなう外郭施設と南門である可能性が高い。<sup>(49)</sup>この新たに見つかった区画施設を積極的に評価することにより、外郭南門SB202Aのすぐ西で南辺築地の造営にともなって埋め込まれた田屋場横穴SP1560から出土した土器の年代も整合的に解釈できる。すなわち、外郭南門SB202Aの西では田屋場横穴を埋め立てたうえで南辺築地SF1556Aを造営していた。そして、その田屋場横穴のSP1560の前庭部からは平城宮土器編年で平城Ⅲ(746・747年前後)にならないと出現しない平瓶が出土している。南辺築地のこの部分の造営は、この時期を遡ることはない。<sup>(50)</sup>田屋場横穴が位置するところと外郭南門はわずか40mしか離れていないので、外郭南門も含めて、この一帯の外郭南辺築地の造営は、8世紀中ごろ以降まで下がるのみがごく自然な解釈である。そうすると、多賀城の創建年代は神亀元年(724)とみられるので、その間、外郭南辺築地が存在しなかったこととなるが、そういったことは常識的に考えにくいので、近年の調査で新たに確認された区画施設こそが政庁第I期の外郭南辺であり、それが第II期の大改修にともない、外郭は南に拡張され、現在の位置に南辺築地があらためて造営されたと考えれば、検出された遺構、出土した遺物をもっとも整合的に解釈できるのではないかと。<sup>(51)</sup>いずれにしても、いまだ一部での確認にとどめるので、今後の継続した調査の進展を見守りたい。

ところで、郡山遺跡のⅡ期官衙は外郭の形態は確かに正方形となるが、櫓が設置されており、これは、城柵にのみ見られる形態である。藤原宮や平城宮ではみられない。藤原宮の形態だけをモデルにするだけでなく、その地域のもつ特徴に対応した施設として造営されている。

郡山遺跡のⅡ期官衙の外郭施設は直径約0.3mの丸太材を密接して立て並べる材木塀である。郡山廃寺の中心伽藍を囲む施設も材木塀であった。そして、多賀城の外郭施設は基本的に築地であったといわれる。また、政庁を囲む施設も築地であった。

飛鳥宮や藤原宮の外郭施設は一本柱列、すなわち掘立柱塀である。ともに屋根付きで、飛鳥宮は瓦を葺かないが、藤原宮では瓦葺きである。飛鳥宮の掘立柱塀は直径約0.3m、雨落溝の存在から屋根が架かっていたことが推定される。藤原宮の大垣は、その柱を転用した木樋が平城宮で検出されている。直径は0.45mの柱で、その仕口などの痕跡から屋根をもち、厚さ約0.2mの土壁構造で高さ約6mの大垣が復元されている<sup>(52)</sup>。また、その他の区画施設などもすべて掘立柱塀で、築地を使うことはない。飛鳥時代においては、寺院でもその外郭は、基本的に掘立柱塀で築地が使われることはほとんどない<sup>(53)</sup>。

平城宮ではその外郭は築地である。基底幅約2.7mで高さは『延喜式』木工寮の規定をもとにすると築地本体は約3.9mに復元できる。そして屋根も含めて約5.6mに復元されている<sup>(54)</sup>。

郡山遺跡Ⅱ期官衙と藤原宮は、前者が材木塀、後者が掘立柱塀であるが、景観的に類似したものであることは明らかである。そして、多賀城が築地であることも、平城宮の築地と共通する。そして、その規模も基底幅は約2.7mで類似している。郡山遺跡Ⅱ期官衙が藤原宮、多賀城が平城宮の影響を受けているとみて問題はない。

ただ、藤原宮・平城宮は、その構造は異なるものの、藤原宮では高さ約6m、平城宮では高さ約4~5mの大垣であった。王宮を荘厳にみせるという意図はもちろんあったと思われるが、それ以上に、王宮を厳重に警備する、防禦するという機能が強かったと思われる。実際、平城京には、軍事を専門に担当する部局である五衛府が設置され、最も多いときには数千名規模の兵士が都城に集中していたといわれ、その軍事的な性格が指摘されている<sup>(55)</sup>。また、この大垣の規模は、王宮・王都のもつ軍事的な性格を髣髴させて余りあるものである。そこで、多賀城の外郭築地は、平城宮の外郭の大垣の築地とほぼ同じ規模であり、郡山遺跡Ⅱ期官衙も材木塀であるが、払田柵跡での例から高さが4m前後と考えられており、その軍事的な性格は否定できない。むしろ、積極的に軍事的な機能をもっていたと考えてはじめて、外郭施設を理解することができる。

ところで、多賀城の外郭施設が築地であり、そこには平城宮の外郭の影響があることを先に述べた。ところが、平城宮での外郭の築地塀の完成は平城遷都後、かなり遅れることが明らかとなっている。『続日本紀』和銅4年9月にも「今、宮の垣成らず、防守備はらず、権に軍営を立て兵庫を禁守すべし」という記事がみられる<sup>(56)</sup>。発掘調査でも築地塀に先行する掘立柱塀が宮南面と西面で確認されている。そして、朱雀門と壬生門との間では、築地塀の建設は神亀5年(728)を遡らないことが確認されており<sup>(57)</sup>、多賀城碑から想定される多賀城の創建年代である神亀元年(724)には、平城宮の外郭の大垣は築地塀でなかった可能性もあり、創建期の多賀城外郭南辺が新たにみつかった区画施設となったとしても、築地の痕跡が確認されているので、古代宮都といかにかかわるのかは検討を必要とする<sup>(58)</sup>。

ところで、多賀城の外郭が四辺を囲まず開放的であったとする意見がある<sup>(59)</sup>。とくに政庁第Ⅰ期の段階には、南辺と東辺の一部しか外郭は存在しなかったという。遺構の検出状況にもとづき立論されたものであり、遺構の解釈にかかわる事実関係は動かし難く、意見そのものは尊重したいが、は

たして遺構（築地）が存在しない（確認できない）ことをもって、外郭が四周を囲んではいなかったと言い切れるであろうか。のちの時期の造営のために完全に削平されていることや、別地に存在することを含めて再考の余地があるのではないか。とくに近年の調査で、外郭南辺築地が位置を替えて造営されている可能性が指摘されているので、古く遡る遺構が存在しないことをもって、造営されていなかったというのは、きわめて危険な解釈といわねばならない。

そして、多賀城の外郭は、政庁第Ⅲ-1期に四周を囲むことになったという。宝亀11年（780）の伊治公弼麻呂の乱により焼失した後、蝦夷との緊張関係の中で外郭が強化されたといわれる。しかし、そもそも多賀城の造営は、養老4年（720）の蝦夷の反乱にともなう、律令国家の東北経営の建て直しの中でなされたものである。養老4年の蝦夷の反乱については、『続日本紀』には簡単な記述しかなく、どの程度のものであったのかはわからないが、後世に語り継がれるぐらいの大規模なものであったことが指摘されている。<sup>(60)</sup>宝亀11年（780）の伊治公弼麻呂の乱と同等、もしくはそれ以上に蝦夷との緊張関係が強まっていた可能性がある。そのような時に、政庁だけを造営して、四周を囲まない外郭を造営するということがあり得るであろうか。素朴な疑問を感じる。

### 3 空閑地と外濠

郡山遺跡のⅡ期官衙の外郭の周囲には幅3.5～4.8mの大溝がめぐり、さらにその外側を幅3～5mの外溝がめぐり、そして、この間には空閑地がひろがっている。その幅は材木堀と大溝心は8.6～8.9m、大溝と外溝の心々間は47.7～48.8mで、おおよそ約57mである。この幅で、遺構が顕著ではない空閑地がⅡ期官衙を取りまいていた。そして、その外側に南方官衙地区とよばれる官衙が展開する空間がみられる（図15）。

郡山遺跡Ⅱ期官衙の周囲にみられる空閑地は、まさに藤原宮の周囲にみられる空閑地と同じものとみてよい（図12）。王宮における周囲の空閑地の存在は、藤原宮だけにみられる特徴であり、平城宮においてはみられないので、藤原宮の影響をうけているといえる。<sup>(61)</sup>藤原宮では、外郭にともなって内濠と外濠が存在し、条坊との間に空閑地が存在した。これを藤原宮では条坊の方

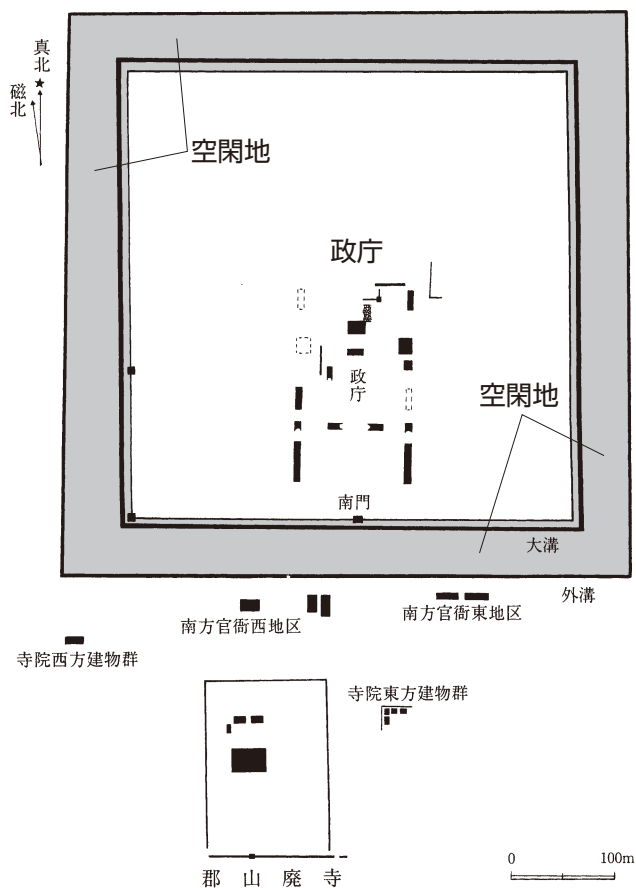


図15 郡山遺跡Ⅱ期官衙の空閑地

形街区に対して相対的に独立性が高く、王宮が単独で存在した時代の特徴をなおとどめるものと評価した。郡山遺跡Ⅱ期官衙では、周囲には方形街区は存在しないにもかかわらず、この特徴をもつということは、より意識的に藤原宮をモデルにしている可能性が高い。もちろん、こういった特徴はつぎの多賀城では認められない。

なお、郡山遺跡Ⅱ期官衙にともなって大溝があり、その外側をさらに外溝がめぐる。これは、おそらく、藤原京の条坊道路の王宮よりの側溝に対応している可能性が高いと考える。

#### 4 官衙中枢の比較

郡山遺跡Ⅱ期官衙は、南北中心軸線上の南寄りに官衙の中枢施設が配置される（図4）。建物の切り合い、造営方位の振れや建物間の距離などから、Ⅱ期官衙の中でも、いくつかの変遷が見られる。ここでは、Ⅱ-A期とされる建物群の復元案をもとに、その特徴を抽出してみたい。

郡山遺跡Ⅱ期官衙では官衙中枢を囲む施設が確認されていない。存在しないとするならば、これは国府政庁と大きく異なる点である。郡山遺跡Ⅱ期官衙は外郭施設がそのまま官衙中枢の区画施設であったことになる。

さて、中心には、正殿 SB1250 と前殿 SB1635 という東西棟建物2棟が配置される。正殿 SB1250 の前面にも広場があり、前殿 SB1635 の南にも広場がひろがる。さらに、この広場は東西棟建物 SB716・SB1490 によって南北に分けられる。そして、その南に南門 SB712 が位置する。それぞれの広場で、どのような儀式などがおこなわれたのかは定かではないが、官衙中枢に、これだけの儀式空間をもつものは、国府政庁にはみられない。むしろ、飛鳥宮や藤原宮、平城宮に共通する要素であろう。ただ、郡山遺跡Ⅱ期官衙のこのような空間が、実際どのように用途に使われたのかについては十分に明らかとはなっていない。今後のさらなる検討が必要であろう。

正殿と前殿の南西では脇殿 SB1545 が検出されている。正殿、前殿と脇殿との関係では、脇殿がかなり南に下った位置に配置されており、国府政庁というよりは、藤原宮、平城宮の大極殿と朝堂との関係に近い。また、大宰府Ⅱ期政庁にも類似する（図16）<sup>(62)</sup>。

正殿 SB1250 の南東で検出された楼閣建物 SB1680 は、その用途は不明であるが、これも国府政庁にはみられない建物である。藤原宮では、大極殿のすぐ東で SB530 という巨大な建物が検出されている（図11）。楼閣建物ではないが、大極殿に匹敵する規模をもち『続日本紀』の「東楼」にあたるのではないかと考えられている<sup>(63)</sup>。郡山遺跡の楼閣建物 SB1680 とその位置関係は一致している。さらに、脇殿の外側で南北棟建物が検出されている。これも国府政庁にはみられない建物群である。

ところで、郡山遺跡Ⅱ期官衙の中枢の建物群の外側に配置される南北棟建物は曹司と解釈されている<sup>(64)</sup>。同じような南北棟建物を南北に配置するだけであり、これを仮に曹司とすると、官衙の性格などにより、分化する以前の形態をとることになる。これは藤原宮の官衙の様相と共通する。郡山遺跡Ⅱ期官衙にみられるこのような建物群は、もちろん他の国府政庁においてはみられない。

そして、このような建物群は多賀城には継承されない。多賀城では政庁第Ⅰ期の段階には、外郭内にそれにとまう曹司の建物（官衙）は確認されていない。多賀城では官衙でおこなう実務をどこでおこなったのであろうか。また、郡山遺跡Ⅱ期官衙の中枢の建物群の外側に配置された曹司と



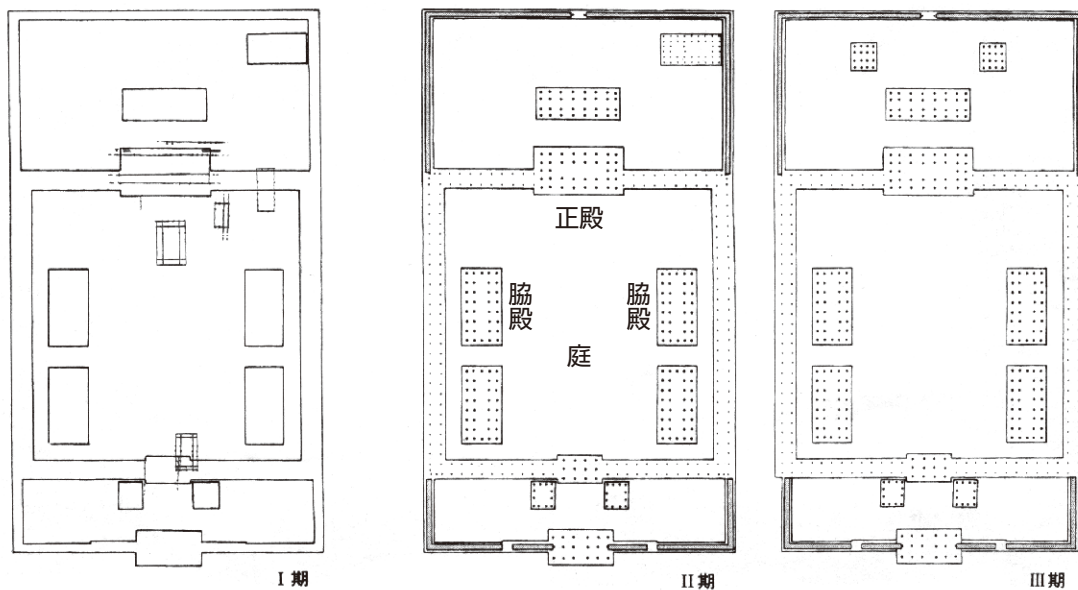


図16 大宰府政庁の変遷

推定される建物群は、多賀城では、どのようになったのであろうか。この点において、陸奥国府は、郡山遺跡Ⅱ期官衙から多賀城に移るにあたって、質的な大きな転換があった可能性がある。すなわち、郡山遺跡Ⅱ期官衙は、藤原宮をモデルにして、より荘厳に象徴的に造営されているのに対し、多賀城は、平城宮中枢を意識しつつ、国府としての機能をもたせるべく造営されたのではなかろうか。郡山遺跡Ⅱ期官衙の中枢が多賀城に継承されない意味を考える必要がある。

このように郡山遺跡のⅡ期官衙は、建物配置のみを比較すると、後の国府政庁というよりは、藤原宮や平城宮の大極殿、朝堂や大宰府政庁（Ⅱ期）との共通点が多く見られた。

このことは、郡山遺跡Ⅱ期官衙の正殿SB1250の北の様相をみれば、さらに明確となる。正殿SB1250の北には石敷SX24がある。すなわち正殿の北にも儀式のための広場があった。そして、そこには方形の石組池SX1235が位置する。方形の石組池SX1235は、飛鳥の石神遺跡の方形の石組池との共通性が指摘されている。石神遺跡の方形の石組池はA-3期、すなわち斉明朝に存在した。一辺約6.0mで、石積みで護岸し、池底にも礫を敷く。石神遺跡ではA-3期の遺構にとまって、須弥山石が出土しており、『日本書紀』斉明紀にみえる須弥山がおかれ蝦夷や都貨羅人、肅慎を饗宴した空間と推定される。また、東北地方で使われていた土師器も出土することから、蝦夷の服属儀礼がおこなわれた場ではないかと推定されている。そうすると、郡山遺跡で検出された方形の石組池も、まったく同じものである<sup>(65)</sup>ので、蝦夷の服属儀礼に使われたものと推定される。

本来、こういった蝦夷の服属儀礼は、大宝令以降は、大極殿の前の朝堂に囲まれた朝庭でおこなわれるべき儀礼であった。これが、正殿SB1250の南の広場でおこなわれるのではなく、それとは別に設けられた正殿の北の空間でおこなわれていたことは、飛鳥宮において王宮中枢とは別の石神遺跡や飛鳥寺の西の空間で蝦夷の服属儀礼をしていたことと共通している。ところで、藤原宮では遷都後も、大極殿、朝堂が整備されるまでは、そういった儀礼は、飛鳥寺の西の広場でおこなわれた。大宝令後、はじめて大極殿、朝堂を使っておこなわれるようになる。そうすると大宝令前の藤原宮での儀礼のあり方が、郡山遺跡Ⅱ期官衙に端的にあらわれていることになる。このことは、郡

山遺跡Ⅱ期官衙の造営年代を考えると、きわめて重要である。すなわち、大宝令後の藤原京をモデルにしているのであれば、このような施設は必要ないからである。このことは、造営尺をもとにした造営年代の検討からの<sup>(66)</sup>も同じことがいえる。

それでは、多賀城政庁第Ⅰ期はどうか。まず官衙中枢である政庁を囲む築地塀が存在する。もちろん正方位で造営されている。その中央やや北寄りに正殿 SB150A が配置される。そして、その前面には広場がひろがる。そして、その南には政庁南門 SB101A が位置する。脇殿は南東と南西に配置される。政庁第Ⅰ期は掘立柱建物ではあるが、屋根に瓦を葺く。政庁第Ⅱ期により荘厳に整備がなされたことが多賀城碑から明らかとなる。このような政庁第Ⅰ期の形態は、基本的に国府政庁の類型のなかでとらえうるものとみてよい。<sup>(67)</sup>郡山遺跡Ⅱ期官衙とは、形態が大きく異なり、継承されなかったことの方が多。多賀城政庁第Ⅰ期の建物配置の原形は、同じ陸奥国府であるが、郡山遺跡Ⅱ期官衙とは別のものに求めるのが適切であろう。また、郡山遺跡Ⅱ期官衙で正殿 SB1250 の北方の石敷や方形池でおこなわれた蝦夷の服属儀礼は、多賀城では正殿の南の広場でおこなわれた。

こういった郡山遺跡Ⅱ期官衙から多賀城政庁第Ⅰ期への大きな変化の背景には、養老4年(720)の蝦夷の反乱のあと、律令国家による東北地方の辺境支配政策に大転換があり、この新しい陸奥国の支配のために対応すべく新たな形態をした多賀城が造営された<sup>(68)</sup>と考えたい。

ところで、多賀城の原形が郡山遺跡Ⅱ期官衙に求められないとするならば、何に求めればよいのであろうか。このような建物配置は、奈良時代前半の平城宮の官衙にはみられない。宮中枢においてのみ認められる。天皇の代理としての国司(ミコトモチ)が儀式をおこなう空間として、宮中枢をモデルにした<sup>(69)</sup>と考えたい。それでは、平城宮中央区の大極殿、朝堂がモデルとなったのであろうか。しかし、平城宮の中央区の大極殿、朝堂が造営されるのは、大極殿は『続日本紀』の初見記事から霊亀元年(715)には完成していたが、朝堂の完成は、神亀年間から天平初年にかけてといわれている。<sup>(70)</sup>そうすると、多賀城の創建年代は、神亀元年(724)であるので、平城宮中央区の大極殿、朝堂はまだ完成していなかった可能性が強い。東区の大極殿、朝堂をモデルにしたと考えるのが適切であろう(図17)。多賀城政庁第Ⅰ期の正殿は、掘立柱建物で規模も小さい。この特徴は平城宮東区の下層正殿 SB9140 と共通しており、むしろ、そのモデルとしてふさわしい。

また、郡山遺跡Ⅱ期官衙には大宰府のⅡ期政庁との類似点もみられた。しかし、大宰府のⅡ期政庁の創建年代は、その出土土器から710年代後半に下ることは<sup>(71)</sup>確実であるので、郡山遺跡Ⅱ期官衙が先行する。郡山遺跡Ⅱ期官衙の時期には、大宰府のⅡ期政庁は存在しなかった。あらためて、律令国家の地域支配の中で、郡山遺跡Ⅱ期官衙の成立のもつ意味の大きさを確認しておきたい。また、郡山遺跡Ⅱ期官衙が陸奥国府であるとする、国府の出現としては、もともと早い例となる。このことは、律令国家がいかに、この地域を重要視していたかを示すに<sup>(72)</sup>ほかならない。

郡山遺跡Ⅱ期官衙には、藤原宮からの影響が強くみられた。とくに蝦夷の服属儀礼とのかかわりで、大宝令前の藤原宮からの影響が強かった。大宝令前までは、藤原宮に遷居しても、なお、すべての機能が藤原宮に統合されていたわけではなく、飛鳥宮の施設も使われた。そこで、飛鳥宮からの影響も残った。また、こういった藤原宮の使われ方があって、郡山遺跡Ⅱ期官衙の形態がはじめて理解できる。この混在したすがたに郡山遺跡Ⅱ期官衙の造営年代や歴史的な特質が端的にあらわ

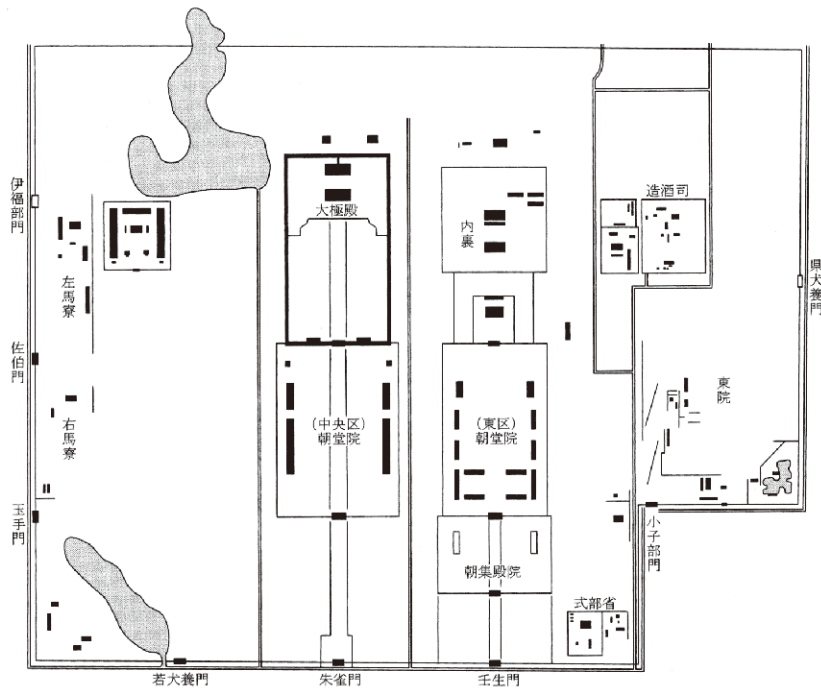


図17 奈良時代前半の平城宮

れているのではないだろうか。

## まとめ

ここまで古代宮都、とくに飛鳥宮や藤原宮研究の立場から郡山遺跡、多賀城をみたら、どうなるのかという視点から、新たな地方官衙研究の可能性を模索した。できるだけ具体的に遺構を比較するように心がけたので、個別事象の羅列にとどまったところもある。しかし、郡山遺跡Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙、多賀城と比較するなかで、古代宮都とのかかわりは、必ずしも均一なものではなかったことが明らかとなった。

すなわち、郡山遺跡Ⅱ期官衙の段階にもっとも強く、古代宮都の影響があらわれていることが、あらためて確認できた。そして、多賀城の段階になると、平城宮の影響はあるとはいえ、むしろ少なくなっている。また、同じ陸奥国府であるにもかかわらず、郡山遺跡Ⅱ期官衙から多賀城に継承されないものも多々あることが明らかとなった。

ところで、郡山遺跡Ⅰ期官衙にともなって畿内産土師器が出土していた。畿内産土師器は、都である飛鳥宮、藤原宮などで使用されていた土器である。この段階においても、都とのかかわりがあったことはまちがいないが、Ⅱ期官衙の段階ほどではないことは、遺構を比較すれば一目瞭然である。

それでは、どうして郡山遺跡Ⅱ期官衙の段階に、飛鳥宮や藤原宮からの影響が強まるのであろうか。藤原宮をモデルにした郡山遺跡Ⅱ期官衙が造営されるのか。

おそらく、この時期に、もっとも都とのかかわりが強くなったのであろう。言い換えるならば、

律令国家が、もっとも力を入れて、この地域に支配をおこなおうとしたのが、郡山遺跡Ⅱ期官衙の段階であった。郡山遺跡Ⅱ期官衙は7世紀末、大宝令までの間に創建されたとみてよいので、この時期から8世紀前半にかけて、律令国家が、蝦夷との領域に接するこの地域の支配に積極的に取り組んだと考えれば、郡山遺跡Ⅱ期官衙において、宮都の影響を強く受けた官衙が出現したことも素直に解釈ができる。

そして、こういった積極的な地域支配を前提として、和銅5年(712)の出羽国の設置にともなう置賜・最上郡の二つの郡の陸奥国から出羽国への編入、和銅6年の丹取郡の設置、霊亀元年(715)には坂東諸国から富民1000戸が柵戸として移配し、いわゆる「黒川以北十郡」が設置された。そして、養老2年(718)には、陸奥国から石城・石背国が分割され、新しい陸奥国が成立する。すなわち、この時期、律令国家は、この地域の支配の再編・強化をおこなったと考える。

しかし、このことが逆に蝦夷の反発を受けることとなり、養老4年(720)の反乱へと展開する。すなわち、蝦夷が反乱を起こすに至り、郡山遺跡Ⅱ期官衙での地域支配は破綻をきたすことになった。そこで改めて構想された地域支配の拠点として新たに多賀城が造営されることになった。郡山遺跡Ⅱ期官衙から多賀城に継承されないことが多いのも、こういったことがその背景にあるためではないかと考える。郡山遺跡Ⅱ期官衙から多賀城への陸奥国府の移動、建物配置の大きな変化には、そういった律令国家による東北支配の大転換が反映されているとみたい。

いずれにしても、郡山遺跡と多賀城は、律令国家成立期の地域支配を考えていくうえで、きわめて重要な遺跡であることはまちがいない。ひいては律令国家の形成を考えていくうえでも重要な意味をもつ。ここで述べたことも、あくまで古代宮都からの視点であり、別の立場から分析すれば、また違った成果が得られることもあろう。様々な切り口から分析し、その成果を照合し、その違いが何を意味するのかを考えることこそが重要ではないか。いずれにしても、この二つの遺跡の発掘調査で明らかとなった事実をいかに正しく歴史的に評価し、位置づけていくのが、今後の大きな課題であろう。

ところで、本稿では、古代宮都研究の視点からみた地方官衙論ということで、検出されている具体的な遺構について比較検討を試みた。古代宮都のかたちをストレートに反映している場合もあれば、そうでない場合もみられた。今後は、それぞれの事例に即して、何を意味するのかを考える必要がある。今回は、律令国家の東北支配の最前線である郡山遺跡、多賀城を取りあげたが、同じ視点で、たとえば大宰府など、その他の地域の国府や郡衙(郡家)といった地方官衙を比較検討していけば、列島規模で共通する事象とそれぞれの地域でのみ共通する事象、また、それぞれの地域で、まったく異なる事象などが抽出することができ、比較することも可能となるであろう。

また、それぞれの地域において、古代宮都からどの段階で、どのようなかたちで強いインパクトを受けているのかということも比較検討ができる。そして、その時期は、列島の各地域で、必ずしも同じではあったとは限らない。地域ごとにも違う可能性があり、それにより、律令国家がどの時期に、どの地域の支配に深くかかわったのかが明らかとなり、画一的と思われがち律令国家の地域支配の多様性を読み取ることができる。

このように地方官衙を古代宮都からみた視点で捉えなおすことは、方法論的にも有効な手法であり、律令国家の地域支配のより具体的なすがたを明らかにできるのではないかと考える。<sup>(73)</sup> 本論をそ

の最初の作業として位置づけたい。

本稿をまとめるにあたって下記の方々から多くのご教示を得た。記して感謝します。

今泉隆雄・木村浩二・工藤信一郎・工藤雅樹・後藤秀一・進藤秋輝・杉原敏之・長島榮一・平間亮輔・古川一明・三好秀樹・村田晃一・柳澤和明。

なお、本稿は、2008年2月に開催された第34回古代城柵官衙遺跡検討会で報告した内容を基礎に、その後の発掘調査の成果などを踏まえてまとめたもので、その内容は、2010年7月に国立歴史民俗博物館で開催された基幹研究「新しい古代国家像のための基礎的研究」（研究代表者 広瀬和雄）の共同研究会で報告した。この二つの研究会において、多くの貴重なご意見をいただいた。それを十分に反映させることができたかどうかは、はなはだ心もとないかぎりである。お許し願いたい。

本稿提出後、多賀城外郭東辺で実施されたその第82次調査において、これまでの外郭東門とは異なる位置から巨大な柱穴をもつ新たな門跡が検出された。政庁第I期まで遡るといふ。創建期の多賀城の外郭とその構造は、さらなる検討が必要となった（宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡第82次発掘調査現地説明会』2010年）。この点について古川一明・村田晃一氏から多くのご教示をいただいた。

## 註

(1)——仙台市教育委員会『郡山遺跡発掘調査報告書(総括編)』（仙台市文化財調査報告書第283集 2005年、長島榮一『郡山遺跡—飛鳥時代の陸奥国府跡—』（日本の古代遺跡35）同成社 2009年。

(2)——拙稿「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻1号 日本考古学会 1986年。

(3)——今泉隆雄「古代国家と郡山遺跡」『郡山遺跡発掘調査報告書(総括編)』2005年。

(4)——註(1)前掲書の付図をもとにした計測値。外郭材木列と外溝の距離が直接計ることのできる43次と124次、8次と89次、11次と106次の調査成果をもとに算出した。

(5)——たとえば、正殿SB1250の南にあるSB1635とSB1555、脇殿の外側に配置されたSB1465とSB526、軸線で反転して復元されているSB208とSB1730は、建物間が近接しすぎていて同時に存在したとは考えにくい。

(6)——今泉隆雄「多賀城の創建—郡山遺跡から多賀城へ—」『条里制・古代都市研究』17 条里制・古代都市研究会 2001年、今泉註(3)前掲論文。

(7)——今泉註(3)前掲論文。

(8)——宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—政庁跡 本文編・図録編—』1982年、宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—政庁跡 補遺編—』2010年。そして、毎年、宮城県多賀城跡調査研究所から刊行される『宮城

県多賀城跡調査研究所年報』進藤秋輝「多賀城発掘」『多賀城と古代東北』吉川弘文館 2006年、進藤秋輝『古代東北統治の拠点 多賀城』（シリーズ「遺跡を学ぶ」066）新泉社 2010年、高倉敏明『多賀城跡—古代国家の東北支配の要衝—』同成社 2008年。古代城柵官衙検討会『第36回古代城柵官衙検討会資料集』（特集『多賀城跡発掘調査50年の成果と課題』）2010年。

(9)——安倍辰夫・平川南編『多賀城碑その謎を解く(増補版)』雄山閣出版 1999年。

(10)——阿部義平「古代城柵政庁の基礎的考察」『考古学論叢』1983年、阿部義平「古代城柵の研究(一)—城柵官衙説の批判と展望—」『国立歴史民俗博物館研究報告』121 2005年。重要な指摘であり、詳細な検討を必要とするが、ここでは、ひとまず調査主体である宮城県多賀城跡調査研究所の復元にもとづいて記述を進める。

(11)——平川南「多賀城の創建年代」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館 2003年(初出は1993年)。

(12)——阿部註(10)前掲論文、須田勉「前期多賀城の成立に関する試論」『考古学論究』(小笠原好彦退任記念論集)真陽社 2007年、高野芳宏「多賀城—特殊任務を帯びた陸奥国府—」『平城京の時代』(古代の都2)吉川弘文館 2010年。

(13)——宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報2004』2005年、宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—政庁跡 補遺編—』2010年。

- (14)——進藤秋輝「多賀城と遠朝廷」『都城における行政機構の成立と展開』(古代都城制研究会第2回報告集)奈良国立文化財研究所 1997年, 進藤註(8)前掲論文, 吾妻俊典「多賀城外郭区画施設の強化とその契機」『東北学院大学東北文化研究所紀要』36 2004年。
- (15)——宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報2009』2010年。
- (16)——宮城県教育委員会『多賀城跡調査報告—多賀城廃寺跡—』吉川弘文館 1970年。
- (17)——一般的に考古学では, 郡衙に対して, 国衙と呼ぶことが多いが, ここでは, 国の支配のための施設(ハード)も含めて支配機構全体(ソフト)を呼称する名称として国府という用語を使う。いわゆる歴史地理学から提唱されている政庁を中心とした一定のひろがり国府と呼ぶ用語ではない。国府の用語については八木充「国府・国庁・国衙」『日本古代政治組織の研究』塙書房 1986年(初出は1985年)に従う。
- (18)——今泉註(3・6)前掲論文。
- (19)——奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡』Ⅲ(奈良県立橿原考古学研究所報告第102冊)2008年, 拙著『飛鳥の宮と藤原京—よみがえる古代王宮—』(歴史文化ライブラリー249)吉川弘文館 2008年。
- (20)——小澤毅「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」『日本古代宮都構造の研究』青木書店 2003年(初出は1988年), 林部均「伝承飛鳥板蓋宮跡の年代と宮名」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年(初出は1998年)。
- (21)——拙稿「飛鳥の諸宮と藤原京の成立」『古代王権の空間支配』青木書店 2003年。
- (22)——拙稿「飛鳥の諸宮と藤原京—都城の成立—」『都城—古代日本のシンボリズム—』青木書店 2007年。
- (23)——拙稿「大極殿の成立—飛鳥宮—」『都城制研究(2)—宮中樞部の形成と展開—大極殿の成立をめぐる—』(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.23)2009年, 林部註(19)前掲書。
- (24)——吉川真司「王宮と官人社会」『社会集団と政治組織』(列島の古代史3)岩波書店 2005年。
- (25)——飛鳥宮のもつ地形的な条件, すなわち, すぐ南に飛鳥川が流れ, それだけの空間が確保できなかったとする意見もある。しかし, 後飛鳥岡本宮(飛鳥宮Ⅲ—A期遺構)は, 斉明が飛鳥板蓋宮で即位した後, 火災焼失のあとを受けて新たに造営された王宮である。どうしても朝堂・朝庭を配置する空間が必要であれば, 内郭を北に若干, ずらして造営すれば, わずかではあるが朝堂・朝庭空間は確保できる。敢えて, それをしなかった理由を考える必要がある。私はのちの内裏と呼ばれる, 大王の居住を重視した空間だけの王宮に戻ったと単純に考えたい。ただし, この場合でも侍候空間としての朝堂は, あったと考えられるので, とくに吉川註(24)前掲論文を否定するものではない。
- (26)——小澤毅「飛鳥浄御原宮の構造」『日本古代宮都構造の研究』青木書店 2003年(初出は1997年), 拙稿「飛鳥浄御原宮の成立」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年(初出は1998年), 林部註(23)前掲論文。
- (27)——奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡第157次調査」「飛鳥京跡第158・159次調査」『奈良県遺跡調査概報2007・2008』2008・2009年。
- (28)——拙稿「古代宮都研究と飛鳥京跡の発掘調査」『続明日香村史』上巻 論考編 2007年。
- (29)——拙著『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年, 小澤毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店 2003年, 井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』学生社 2004年, 井上和人「東アジア古代都城の造営意義—その形制の分析を通じて—」『東南アジア考古学研究会研究報告』3 2005年, 拙著『飛鳥の宮と藤原京—よみがえる古代王宮—』吉川弘文館 2008年。
- (30)——拙稿「藤原京の『朱雀大路』と京城—最近の藤原京南辺における発掘調査から—」『条里制・古代都市研究』20 2004年。
- (31)——拙稿「藤原京の条坊制—その実像と意義—」『都城制研究』(1)奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.16 2007年。
- (32)——市大樹「藤原京」『古代国家の形成』(史跡で読む日本の歴史3)吉川弘文館 2010年。
- (33)——奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2008』2008年。
- (34)——仁藤敦史「倭京から藤原京へ—律令国家と都城—」『古代王権と都城』吉川弘文館 1998年(初出は1992年)。
- (35)——仁藤註(34)前掲論文, 拙稿「『飛鳥京』と藤原京—東アジアの中の飛鳥—」『飛鳥宮と東アジア都城』(第27回奈良県立橿原考古学研究所公開講演会)2008年。
- (36)——拙稿「藤原京の条坊施工年代」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年, 拙稿「藤原京の条坊施工年代再論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第160集 2010年。なお, 文献史学からも仁藤註(34)前掲論文がある。

- (37)——拙稿「条坊制導入期の古代宮都」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年(初出は1999年)。仁藤敦史も藤原宮と藤原京とが整合していないことを指摘し、当初計画が官人制の整備などともない縮小されたためとする(仁藤註(34)前掲論文)。藤原宮と条坊の方形街区が不整合なことを積極的に評価することは同じであるが、その解釈については、大きく異なる。
- (38)——足立康「藤原京拡張説」『史蹟名勝天然記念物』11-7 1936年, 仁藤註(34)前掲論文, 山中章「古代都市の構造と機能」『考古学研究』45-2 1998年。ただ、後二者は、大宝令施行後、藤原京は岸俊男説藤原京に収斂されるとする。藤原京が大宝令を境に変化することについては、私と同じ意見であるが、大宝令施行後の藤原京をどのように考えるかといった点では、その見解は大きく異なる。
- (39)——拙稿註(36)前掲論文。
- (40)——南相馬市教育委員会『泉慶寺跡—陸奥国行方郡家の調査報告—』(南相馬市埋蔵文化財調査報告書第6集)2007年。
- (41)——中島広顕「東京都御殿前遺跡」『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣出版 2009年。
- (42)——鳥根県教育委員会『古志本郷遺跡』V 2003年。
- (43)——小郡市教育委員会『小郡遺跡』(小郡市文化財調査報告書第6集)1980年。
- (44)——積山洋「孝徳朝の難波宮と造都構想」『大坂における都市の発展と構造』清文堂 2004年。
- (45)——拙稿「飛鳥浄御原宮の成立」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年。
- (46)——拙稿註(31)前掲論文, 今泉註(3)前掲論文。なお、郡山遺跡Ⅱ期官衙の外郭が方形であることについて留意されたのは、岸俊男先生である。1985年2月に開催された第11回古代城柵官衙遺跡検討会(東北歴史資料館)の特別講演において、そのようなご発言があったとのこと、仙台市教育委員会の長島栄一氏からご教示いただいた。
- (47)——本稿で多賀城の外郭という場合は、とくに断らないかぎり、これまで復元されてきた外郭を指す。先にも述べたように、近年の多賀城の発掘調査により、この外郭が第Ⅰ期まで遡らない可能性がある。
- (48)——通常、南北道路があって、そこに門が開く場合、道路に直交するように門を造営する。しかし、多賀城外郭南門SB202Aは、南北道路に対して、斜めに取りつく。多賀城の正面ともいえる南門から入る場合、門が斜めを向いていることになり、はなはだ不自然である。
- (49)——宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報1981・2006・2009』1982・2007・2010年。
- (50)——柳澤和明「多賀城市田屋場横穴墓群の再検討」『東北歴史博物館研究紀要』11 2010年。
- (51)——このことにかかわって、2008年2月に開催された古代城柵官衙遺跡検討会において、外郭南辺築地が政庁第Ⅰ期までは遡ることはなく、奈良時代中ごろ以降に造営された可能性を多賀城跡48次調査で見つかった田屋場横穴から出土した土器などをもとに指摘した。そして、外郭南辺は別地に求めうる可能性を述べた。拙稿「飛鳥・藤原京からみた郡山遺跡・多賀城」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会』2008年。
- (52)——奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』XI(奈良国立文化財研究所30周年記念学報第40冊)1981年。
- (53)——黒崎直「掘立柱塀と築地塀—藤原宮と平城宮の外郭施設をめぐる—」『立命館大学考古学論集』I 1997年。
- (54)——奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』IX(奈良国立文化財研究所学報第34冊)1978年。
- (55)——館野和巳「古代都市—宮から京へ—」『日本の古代国家と城』新人物往来社 1994年。
- (56)——『続日本紀』和銅4年丙子条。読み下し文は新日本古典文学大系『続日本紀』一 岩波書店 1989年に拠る。
- (57)——奈良国立文化財研究所『1990年度 平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1991年。
- (58)——もちろん、寺院の築地塀の存在を考慮しなくてはならないことは言うまでもない。とくに多賀城廢寺の中心伽藍を区画する施設が築地であることは考慮されなくてはならない。
- (59)——進藤註(8・14)前掲論文。吾妻註(14)前掲論文。
- (60)——熊谷公男「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の造営」『国立歴史民俗博物館研究報告』第84集 2000年
- (61)——今泉註(3)前掲論文。
- (62)——九州歴史資料館『大宰府政庁跡』吉川弘文館 2002年。ただし、郡山遺跡Ⅱ期官衙の時代に、大宰府のⅡ期政庁は、いまだ存在しない。
- (63)——奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報 2000—Ⅱ』2000年。
- (64)——今泉註(3)前掲論文。
- (65)——今泉註(3・6)前掲論文。今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」『東北古代史の研究』吉川弘文館 1986年、

今泉隆雄「飛鳥の須彌山と齋槻」『古代宮都の研究』吉川弘文館 1993年（初出は1992年）。

(66)——今泉註(3)前掲論文。

(67)——阿部義平「国府の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』第10集 1986年、山中敏史「国府の構造と機能」『古代の官衙遺跡—遺物・遺跡編—』奈良文化財研究所 2004年。

(68)——熊谷註(60)前掲論文、今泉註(3)前掲論文。

(69)——熊谷公男「古代城柵の基本的性格をめぐって」『国史談話会雑誌』38 1997年。

(70)——岩永省三「平城宮」『古代都城の儀礼空間とその構造』奈良国立文化財研究所 1996年。

(71)——九州歴史資料館註(62)前掲書。

(72)——多賀城も神亀元年(724)の創建であり、国府の中ではかなり古い創建例とみることができる。大宰府のⅡ期政庁の創建が710年代とするならば、これも古い地方官衙の創建例となる。ただ、大宰府のⅡ期政庁の下層で検出されている建物(Ⅰ期政庁)は、建物規模は大きい、柱穴は小さく、それほど立派なものとは思えない。別の場所に初期の大宰府が存在する可能性を考えたい。いずれにしても、律令国家は、まず列島の北と南にその支配拠点を造営したとみてよい。なお、この問題にかかわって、国府の成立を古く遡らせようとする意見もみられる。たとえば、大橋泰夫「国府成立の一考察」『古代東国の考古学』大金宣亮氏追悼論文集刊行会 2005

年。しかし、出土した瓦の年代や出土遺物の年代により、古く遡る可能性が指摘されているのみで具体的な遺構の検出による指摘ではない。近年の研究で国の成立は7世紀中ごろの大化改新直後まで遡ることは確実であるので、国の機能は早くに成立していたとみなくてはならない。したがって、国の機能にかかわるような遺物が古く遡って出土しても、何ら不思議なことではない。また、そういった遺物が出土したからといって、国府政庁の成立までもがそのまま古く遡るとは限らない。機能としての国の成立、すなわち制度としての国の成立と、そのための役所、官衙としての国府の成立は厳密に区別しなくてはならない。なお、近年常陸国衙跡において7世紀末まで遡り得る可能性をもつ建物群が検出され初期官衙と呼ばれている。8世紀前半に成立する国府政庁とは大きく形態が異なり、その性格については今後の検討が必要である〔石岡市教育委員会『常陸国衙跡』2009年〕。

(73)——これまで古代宮都を発掘、研究してきた立場から、それぞれを相対化して比較するという意味で、決して中央から地方をみるという視点ではないということを確認しておきたい。ただ、この時期、中央に政府があり、列島の各地域を支配していたことも事実であり、中央と地方との関係、列島の各地域での独自の動きというものを、一方に偏ることなく、総合的に把握し解釈していく必要があると考える。こういった視点が本研究が目指すところである。

## 挿図出典

図1 村田晃一「飛鳥・奈良時代の陸奥北辺—移民の時代—」『宮城考古学』第2号 2000年に加筆、図2~4・15 今泉隆雄「古代国家と郡山遺跡」『郡山遺跡発掘調査報告書—総括編—』2005年に加筆、図5・6 宮城県多賀城跡調査研究所『多賀城跡—政庁跡 補遺編—』2010年、図7~9 奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡』Ⅲ(奈良県立橿原考古学研究所調査報告第102冊)2008年、図10・12 林部均「飛鳥の宮と藤原京—よみがえる古代王宮—」(歴史文化ライブラリー249)吉川弘文館 2008年、図11 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2009』2009年、図13 大阪市文化財協会『難波宮址の研究 第十五』2008年に加筆、図14 宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報2009』2010年に加筆、図16 九州歴史資料館『大宰府政庁跡』吉川弘文館 2002年に加筆、図17 山本崇「平城宮の宮殿」『月刊文化財』556号 2010年。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2010年8月25日受付、2010年11月30日審査終了)



---

## **Ancient Imperial Capital and Koriyama Site/Tagajo : Introduction to the Theory of Local Government Offices seen from the Ancient Imperial Capital**

HAYASHIBE Hitoshi

Koriyama Site, which is located in Sendai City, Miyagi Prefecture, is the site of a local government office that existed from the middle of the Asuka period to the first half of the Nara period. Tagajo, which is located in Tagajo City, Miyagi Prefecture, is the site of a local government office that existed from the Nara period to the Heian period. Both were neighboring the area of Ezo, which did not surrender to the control of Yamato sovereignty or the Ritsuryo State, and were, so to speak, local government offices placed in the forefront of the nation.

This article compares excavated remains to examine how the ancient Imperial capital (royal palace/castle town) related to the formation and the transformation of such local government offices.

The Koriyama Site/Tagajo was transformed from the government office of Koriyama Site Period I after the middle of the 7th century to the government office of Period II from the end of the 7th century to the first half of the 8th century, and then to Tagajo after the first half of the Nara period. The government office of Koriyama Site Period I is a castle barrier, and the government office of Koriyama Site Period II and Tagajo are Mutsu Kokufu. This article confirms that the influence of the ancient Imperial capital, especially the Fujiwara Palace, is shown clearly in the building direction, the outline form, and the open land and the moat around the government office in Koriyama Site Period II. It also points out that few aspects are inherited from the government office of Koriyama Site Period II to Tagajo even though they are the same Mutsu Kokufu.

The stronger influence of the ancient Imperial capital in the government office of Koriyama Site Period II indicates how the Ritsuryo State placed importance on the control of this region, and the reason why few aspects are inherited from the government office of Koriyama Site Period II to Tagajo is because there was a major change in the regional control of the Ritsuryo State.

This article confirms that it is very effective to redefine local government offices from the viewpoint of the ancient Imperial capital. If other regions are analyzed from a similar viewpoint, the regional control of the Ritsuryo State would be clarified more specifically.

Keywords: Ancient Imperial capital, Koriyama Site, Tagajo, castle barrier, theory of local government office

---